

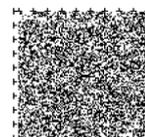
甲斐市  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画

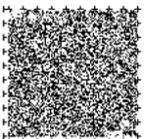
令和6年度～令和8年度



令和6年3月

甲斐市





# はじめに

本市では、平成29年3月に「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」を基本理念に、10年を1期とした「第2次甲斐市障がい者計画」を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的に推進しております。

また、国においては、令和3年9月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。加えて、令和6年4月には、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられる環境の整備を目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行される予定です。

こうした状況の中、現行計画である「甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の検証及び見直しを行い、新たに「甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本市では、引き続き本計画に基づき、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい福祉サービス等の円滑な実施に努めて参ります。

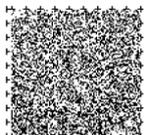
今後とも、基本理念であります「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」の実現を目指すため、福祉行政へのより一層のご理解ご協力とご参画を賜りますようお願い申し上げます。

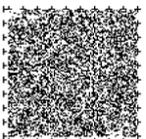
結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、甲斐市保健福祉推進協議会、甲斐市地域自立支援協議会、甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画ワーキング会議の皆様及び市議会議員をはじめ、関係機関や各障がい者団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

甲斐市長

保坂 武





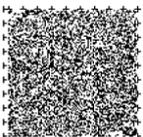
## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
5 SDGs（持続可能な開発目標）に基づく施策の推進.....	5
<b>第2章 甲斐市の障がいのある人の現状</b> .....	<b>6</b>
1 統計からみる現状.....	6
2 関係団体等ヒアリング調査結果.....	17
3 前期計画における成果目標・活動指標の達成状況.....	32
4 計画策定に向けた課題.....	38
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>40</b>
1 基本理念.....	40
2 基本的な視点.....	40
3 障がい福祉サービス等の提供体制.....	41
<b>第4章 第7期障がい福祉計画</b> .....	<b>42</b>
1 成果目標及び活動指標の設定.....	42
2 障がい福祉サービスごとの見込量と確保のための方策.....	51
3 地域生活支援事業ごとの見込量と確保のための方策.....	63
<b>第5章 第3期障がい児福祉計画</b> .....	<b>73</b>
1 成果目標及び活動指標の設定.....	73
2 障がい児福祉サービスごとの見込量と確保のための方策.....	76
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>79</b>
1 計画の周知・啓発.....	79
2 計画の推進体制の構築.....	79
3 計画の進行管理と評価.....	79



<b>資料編</b> .....	<b>80</b>
1 市内施設・事業所一覧.....	80
2 策定経過.....	83
3 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿.....	85
4 甲斐市地域自立支援協議会委員名簿.....	86
5 甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 策定ワーキング会議名簿.....	87
<b>索引</b> .....	<b>88</b>

この計画書の各ページには、音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。このコードに文字情報が組み込まれており、専用の読み上げ機械やスマートフォンのアプリを使うと、紙面の内容を音声で聞くことができます。



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の趣旨

障がい福祉計画は、3年に1度見直しを行う計画であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）や国の基本指針、山梨県による基本的な考え方等に基づいて、障がいのある人及び障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要となるサービス基盤整備を進めることを目的に、障がい福祉サービスの数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。

本市では、「第2次甲斐市障がい者計画」にて掲げた基本理念である「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」の実現に向けて、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく市町村計画である「甲斐市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を令和3年3月に策定し、障がいのある人が地域で自立して生活を送ることのできる環境整備を図ってきました。

このたび、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が令和6年3月をもって期間満了となることから、成果目標・活動指標の達成状況や障がいのある人の暮らしの現状等を把握し、各種障がい福祉サービスの提供実績等の検証・評価を行います。それとともに、国の基本的な指針等を踏まえて新たな目標を設定し、障がい福祉サービスについて今後のサービス提供体制の確保を総合的かつ計画的に推進するため、「甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 障がい福祉計画について

「障害者総合支援法」第 88 条に定められた「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に即して策定されます。この計画では、18 歳以上の障がいのある人に対する障がい福祉サービスの具体的な数値目標を掲げ、適切なサービス量を維持して円滑に運営することが目的とされています。

#### ●障がい福祉計画の基本指針

- ①障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑤障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

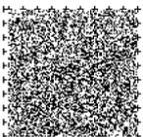
### (2) 障がい児福祉計画について

「児童福祉法」第 33 条の 20 に定められた「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して策定されます。この計画では、18 歳未満の障がいのある子どもに対するサービスの具体的な数値目標を掲げ、適切なサービス量を維持して円滑に運営することが目的とされています。

なお、障がい児福祉計画は障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、障がい福祉計画と一体のものとして策定することができます。

#### ●障がい児福祉計画の基本方針

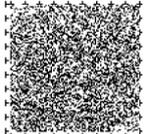
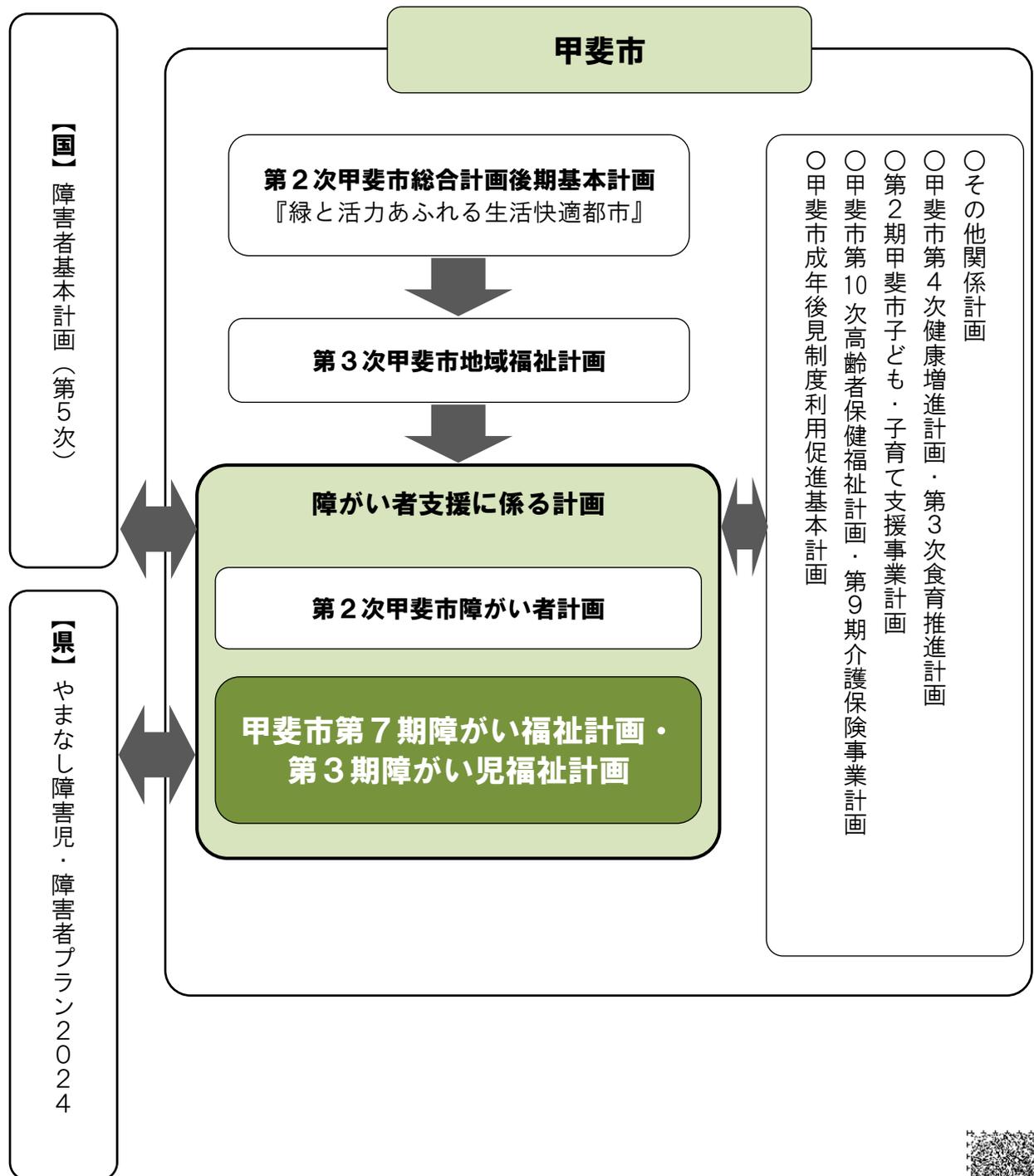
- ①障がい児通所支援サービスの提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込量
- ③障がい児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ④障がい児通所支援サービスの提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項



### (3) 関連計画との関係性について

本計画は、上位計画である「第2次甲斐市総合計画後期基本計画」及び「第3次甲斐市地域福祉計画」等との整合を図りながら、障がいのある人を総合的に支援する体制の一体的な推進を目指すものです。

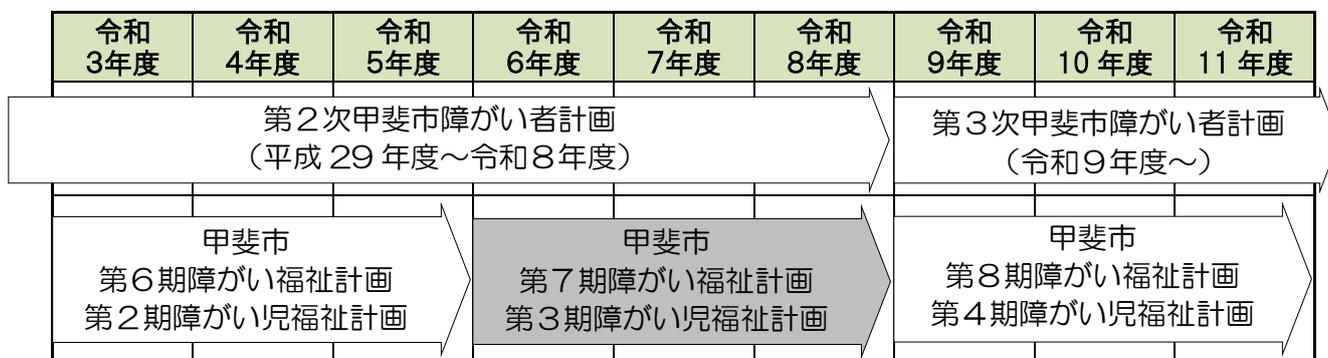
甲斐市では、障がいのある人の支援において、ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた取組を一層推進するため、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして策定します。



### 3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

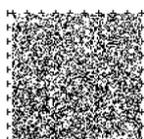
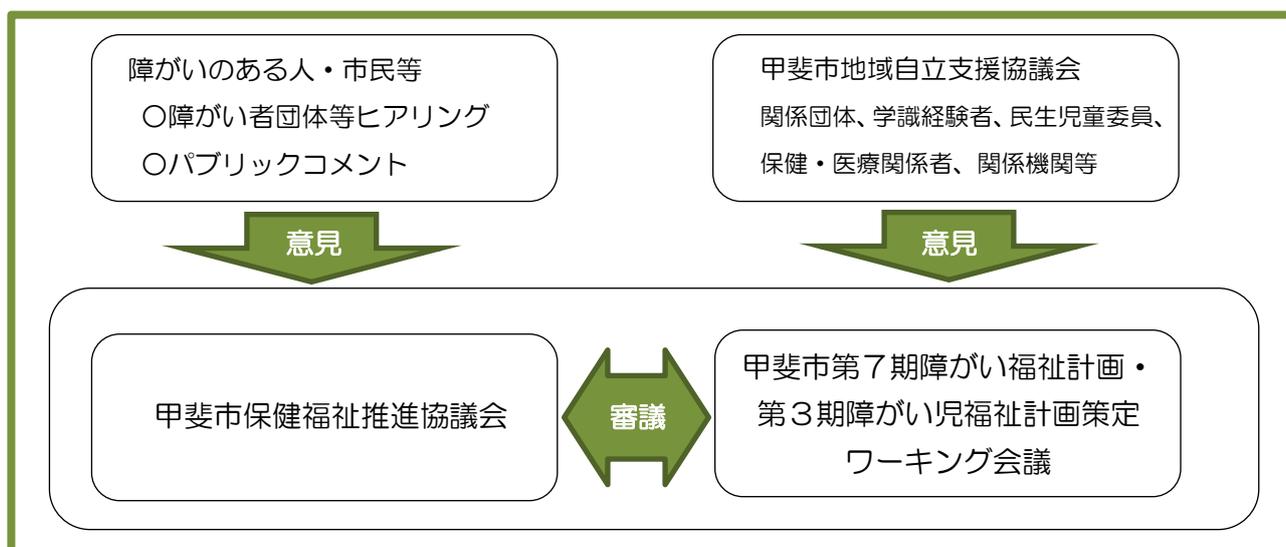
また、計画期間内であっても、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



### 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がい者団体関係者や福祉関係者、学識経験者等により構成する「甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定ワーキング会議」において原案を作成しました。その後、保健・福祉・教育・自治会等の各分野の関係者や学識経験者等で構成される「甲斐市保健福祉推進協議会」において、本計画の内容について検討・審議を行いました。

加えて、市内の障がい者団体等を対象にヒアリングを行い、障がいのある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業についての意見のとりまとめを行いました。これらを計画策定の基礎とし、「甲斐市地域自立支援協議会」へ意見を求めた他、一般市民から広く意見を募集するためパブリックコメントを実施する等、市民の参画による計画策定に努めました。

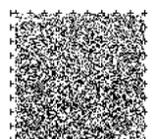
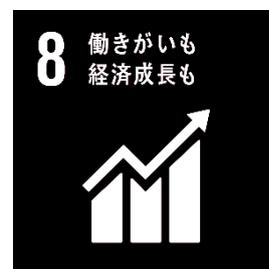


## 5 SDGs（持続可能な開発目標）に基づく施策の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、国連が平成27年に、令和12年を期限とする国際社会全体が達成すべき目標として掲げたものであり、17の大きな目標（ゴール）と169のターゲットで構成されています。我が国においても、行政と関係機関の相互の緊密な連携のもと、SDGsの実現に向けて総合的な取組が推進されています。

本計画の上位計画である「第2次甲斐市総合計画後期基本計画」においては、それぞれの政策がどのSDGsのゴールに対応しているかを整理し、整合のもとで施策の推進を図っています。本計画においても、「甲斐市第2期総合計画後期基本計画」に沿って、SDGsのゴールと各施策の関連性を踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるゴールは以下の6つです。



## 第2章 甲斐市の障がいのある人の現状

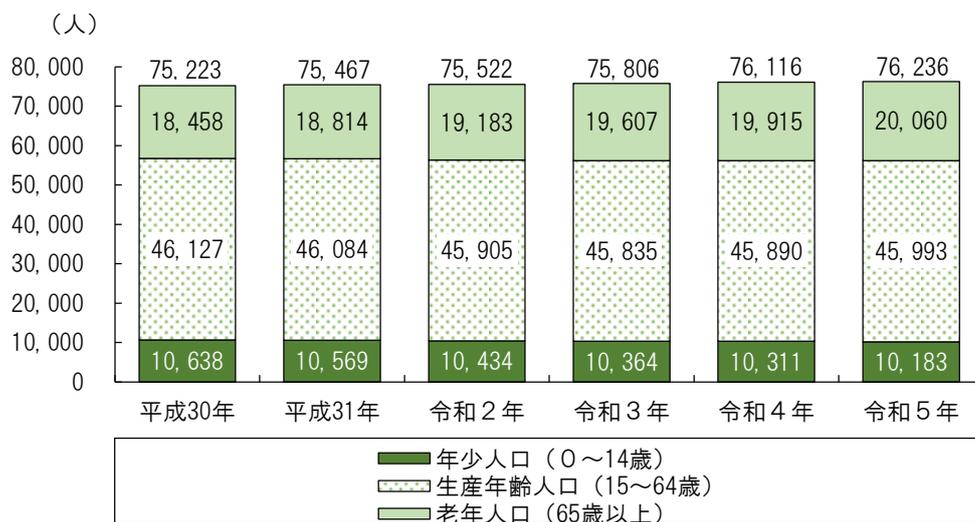
### 1 統計からみる現状

#### (1) 人口の状況

本市の総人口は緩やかに増加を続けており、令和5年4月1日時点で76,236人となっています。

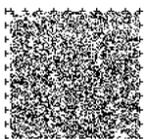
年齢区分別でみると、年少人口（0～14歳）は年々減少している一方で、老年人口（65歳以上）は年々増加していることから、本市においても少子高齢化が進行している結果となっています。高齢化率は令和5年4月1日時点で26.3%となっています。

【総人口と年齢区分別人口の推移】



	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		総人口
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
平成30年	10,638人	14.1%	46,127人	61.4%	18,458人	24.5%	75,223人
平成31年	10,569人	14.0%	46,084人	61.1%	18,814人	24.9%	75,467人
令和2年	10,434人	13.8%	45,905人	60.8%	19,183人	25.4%	75,522人
令和3年	10,364人	13.7%	45,835人	60.5%	19,607人	25.9%	75,806人
令和4年	10,311人	13.5%	45,890人	60.3%	19,915人	26.2%	76,116人
令和5年	10,183人	13.4%	45,993人	60.3%	20,060人	26.3%	76,236人

資料：市民戸籍課（各年4月1日現在）

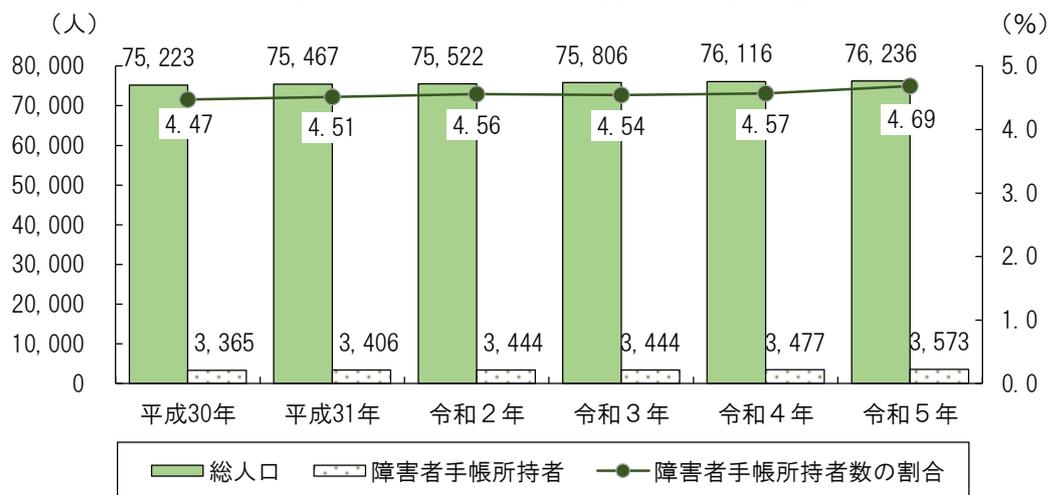


## (2) 障がいのある人の状況

### ①人口、障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日時点で3,573人、人口総数に占める割合は4.69%となっています。令和4年から令和5年にかけて96人増加しており、ここ5年間で最も多い増加数となっています。

【人口、障害者手帳所持者数の推移】

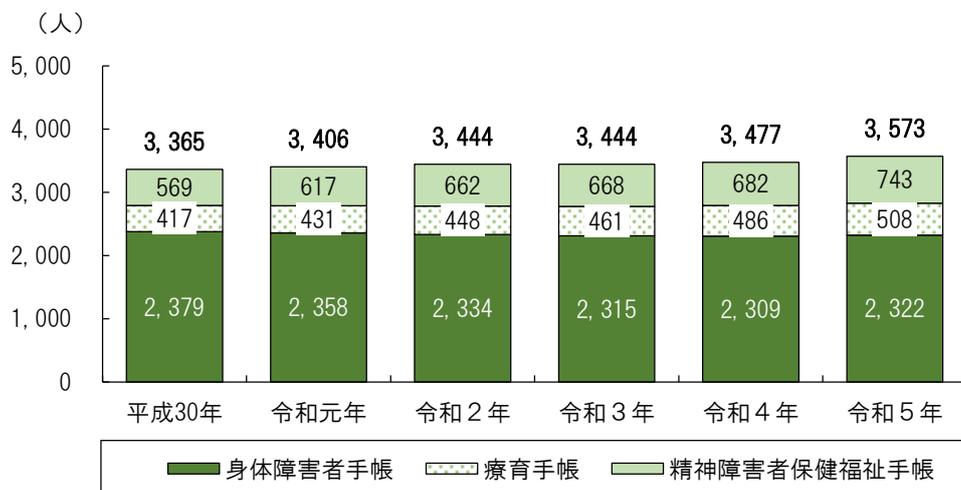


資料：人口は市民戸籍課、障害者手帳所持者数は障がい者支援課（いずれも各年4月1日現在）

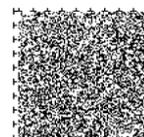
### ②障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年以降減少傾向にありましたが令和5年は増加し、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



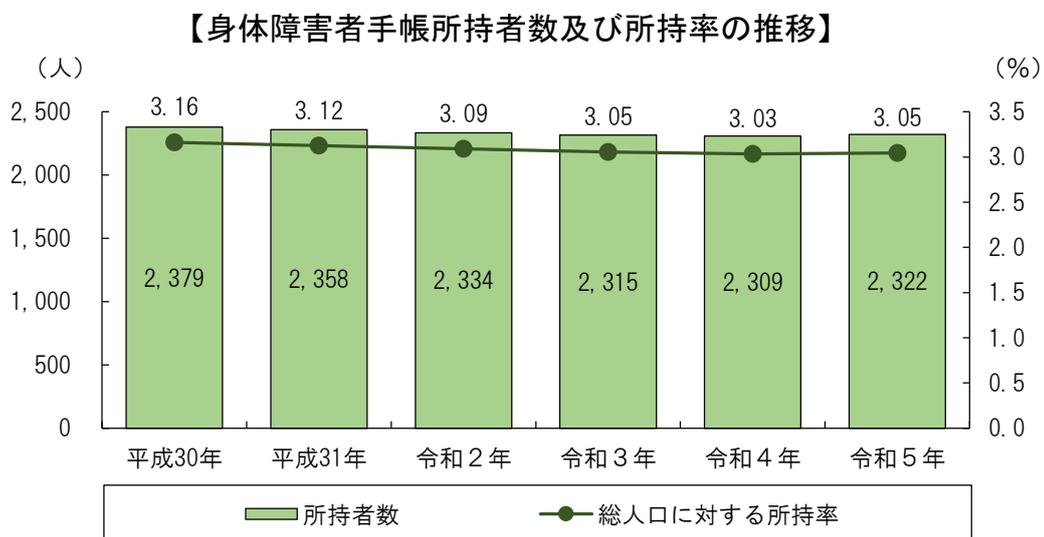
資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）



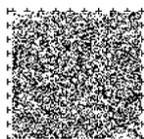
### (3) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ① 身体障害者手帳所持者数及び所持率の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 30 年以降減少していましたが、令和 5 年は増加に転じ、令和 5 年 4 月 1 日時点で 2,322 人、総人口に対する所持率は 3.05%となっています。



資料：障がい者支援課（各年 4 月 1 日現在）



## ②障がい別・等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

身体障害者手帳所持者数及び構成比を障がい別で見ると、肢体不自由が 1,104 人と最も多くなっており、全体に占める構成比は 47.5%となっています。次いで、内部機能障がいの 828 人で全体に占める構成比は 35.7%となっています。

各等級における人数が多い障がいについては、1 級は内部機能障がい、2～5 級は肢体不自由、6 級は聴覚平衡機能障がいが多くなっています。

障がい別・等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

等級		視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部機能障がい	合計	
所持者数	重度	1 級	37 人	5 人	0 人	236 人	444 人	722 人
		2 級	52 人	61 人	1 人	241 人	6 人	361 人
	中度	3 級	11 人	24 人	18 人	185 人	157 人	395 人
		4 級	15 人	41 人	9 人	267 人	221 人	553 人
	軽度	5 級	33 人	1 人	0 人	113 人	0 人	147 人
		6 級	5 人	77 人	0 人	62 人	0 人	144 人
	合計		153 人	209 人	28 人	1,104 人	828 人	2,322 人
各等級における構成比	重度	1 級	5.1%	0.7%	0.0%	32.7%	61.5%	100.0%
		2 級	14.4%	16.9%	0.3%	66.8%	1.7%	100.0%
	中度	3 級	2.8%	6.1%	4.6%	46.8%	39.7%	100.0%
		4 級	2.7%	7.4%	1.6%	48.3%	40.0%	100.0%
	軽度	5 級	22.4%	0.7%	0.0%	76.9%	0.0%	100.0%
		6 級	3.5%	53.5%	0.0%	43.1%	0.0%	100.0%
	全体		6.6%	9.0%	1.2%	47.5%	35.7%	100.0%

資料：障がい者支援課（令和5年4月1日現在）



### ③年齢区分別・等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

身体障害者手帳所持者数を年齢区分別で見ると、18歳未満が47人、18～64歳が617人、65歳以上が1,658人となっています。

各年齢区分における人数が多い等級については、18歳未満が重度で約6割、18～64歳が重度で約半数、65歳以上は重度と中度がそれぞれ約4割となっています。

年齢区分別・等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

等級		18歳未満		18～64歳		65歳以上		合計	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
重度	1級	21人	44.7%	203人	32.9%	497人	30.0%	721人	31.1%
	2級	6人	12.8%	121人	19.6%	233人	14.1%	360人	15.5%
中度	3級	6人	12.8%	90人	14.6%	301人	18.2%	397人	17.1%
	4級	4人	8.5%	110人	17.8%	439人	26.5%	553人	23.8%
軽度	5級	3人	6.4%	51人	8.3%	93人	5.6%	147人	6.3%
	6級	7人	14.9%	42人	6.8%	95人	5.7%	144人	6.2%
合計		47人	100.0%	617人	100.0%	1,658人	100.0%	2,322人	100.0%

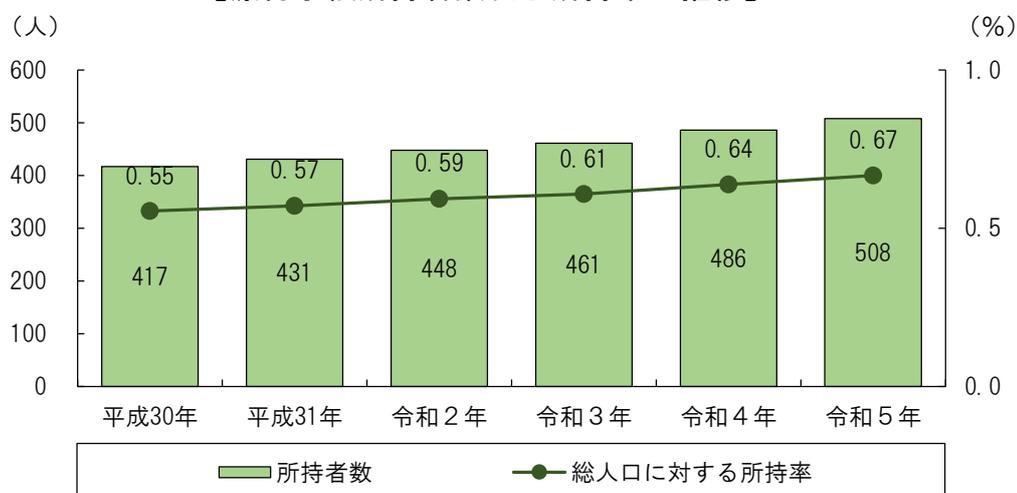
資料：障がい者支援課（令和5年4月1日現在）

## （４）療育手帳所持者の状況

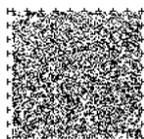
### ①療育手帳所持者数及び所持率の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和5年4月1日時点で508人、総人口に対する所持率は0.67%となっています。

【療育手帳所持者数及び所持率の推移】



資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）



## ②年齢区分別・等級別療育手帳所持者数及び構成比

療育手帳所持者数を年齢区分別でみると、18歳未満が132人、18～64歳が323人、65歳以上が53人となっています。

各年齢区分における人数が多い等級については、18歳未満はB2が約半数、18～64歳は、B2が約4割、65歳以上はA2が約半数とそれぞれ最も多くなっています。

年齢区分別・等級別療育手帳所持者数及び構成比

等級	18歳未満		18～64歳		65歳以上		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
A1	4人	3.0%	20人	6.2%	3人	5.7%	27人	5.3%
A2	33人	25.0%	96人	29.7%	26人	49.1%	155人	30.5%
A3	1人	0.8%	7人	2.2%	2人	3.8%	10人	2.0%
B1	23人	17.4%	77人	23.8%	19人	35.8%	119人	23.4%
B2	71人	53.8%	123人	38.1%	3人	5.7%	197人	38.8%
合計	132人	100.0%	323人	100.0%	53人	100.0%	508人	100.0%

資料：障がい者支援課（令和5年4月1日現在）

## ③等級別身体障害者手帳及び療育手帳所持者数

身体障害者手帳と療育手帳の双方の所持者数を等級別でみると、身体障害者手帳1級かつ療育手帳A1が20人と最も多くなっています。身体障害者手帳の1級・2級かつ療育手帳Aの判定を持っている重症心身障がいのある人は35人となっており、双方の手帳保持者の51.5%にあたります。

等級別身体障害者手帳及び療育手帳所持者数

療育 身体	A1	A2	A3	B1	B2	合計
1級	20人	2人	2人	0人	4人	28人
2級	6人	0人	5人	0人	2人	13人
3級	0人	7人	1人	1人	1人	10人
4級	0人	3人	0人	1人	0人	4人
5級	0人	3人	0人	2人	2人	7人
6級	0人	5人	0人	1人	0人	6人
合計	26人	20人	8人	5人	9人	68人

資料：障がい者支援課（令和5年4月1日現在）



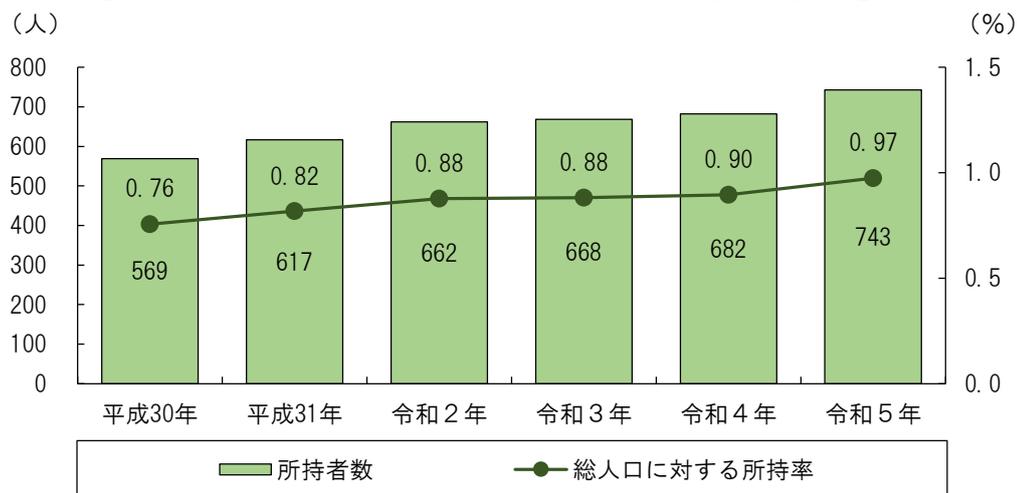
## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### ①精神障害者保健福祉手帳所持者数及び所持率の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和5年4月1日時点で743人、総人口に対する所持率は0.97%となっています。

令和5年は、前年と比較して61人の増加となっており、最も多い増加数となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び所持率の推移】



資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）

### ②年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比

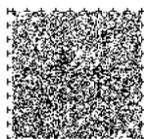
精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢区分別でみると、18歳未満が14人、18～64歳が551人、65歳以上が178人となっています。

各年齢区分において最も多くなっている等級については、18歳未満において3級が約6割、18～64歳と65歳以上においては2級が6割を超えて最も多くなっています。

年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比

等級	18歳未満		18～64歳		65歳以上		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	0人	0.0%	19人	3.4%	30人	16.9%	49人	6.6%
2級	5人	35.7%	359人	65.2%	139人	78.1%	503人	67.7%
3級	9人	64.3%	173人	31.4%	9人	5.1%	191人	25.7%
合計	14人	100.0%	551人	100.0%	178人	100.0%	743人	100.0%

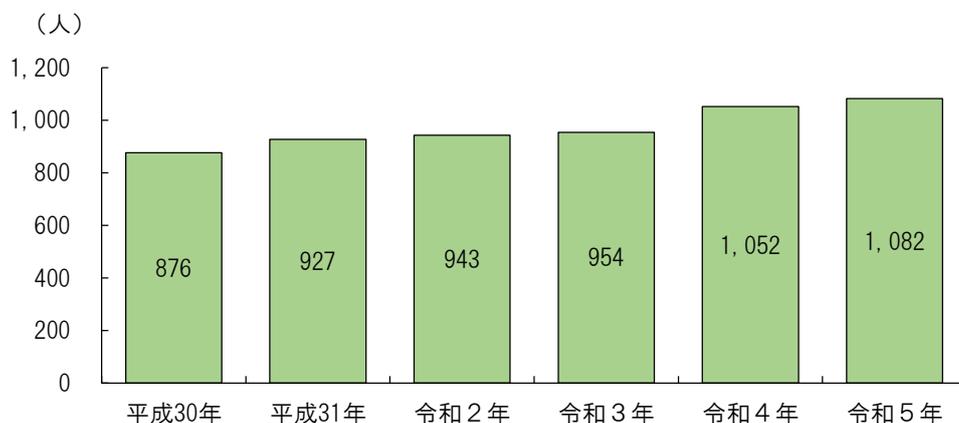
資料：障がい者支援課（令和5年4月1日現在）



### ③自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数は年々増加しており、令和5年4月1日時点で1,082人となっています。令和3年から令和5年にかけて、128人の増加がみられます。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】



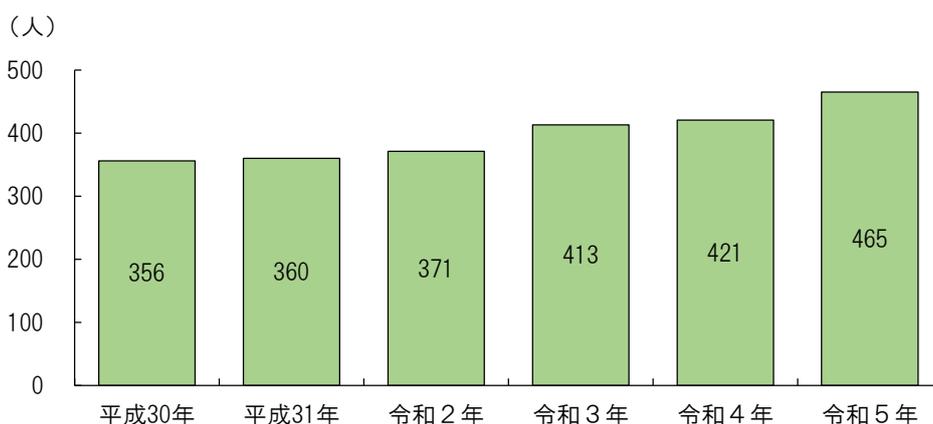
資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）

### （6）特定医療費（指定難病）受給者数の状況

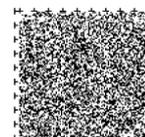
特定医療費(指定難病)受給者数についても年々増加しており、令和5年4月1日時点で465人となっています。

令和5年は、前年と比較して44人の増加となっており、最も多い増加数となっています。

【特定医療費（指定難病）受給者数の推移】



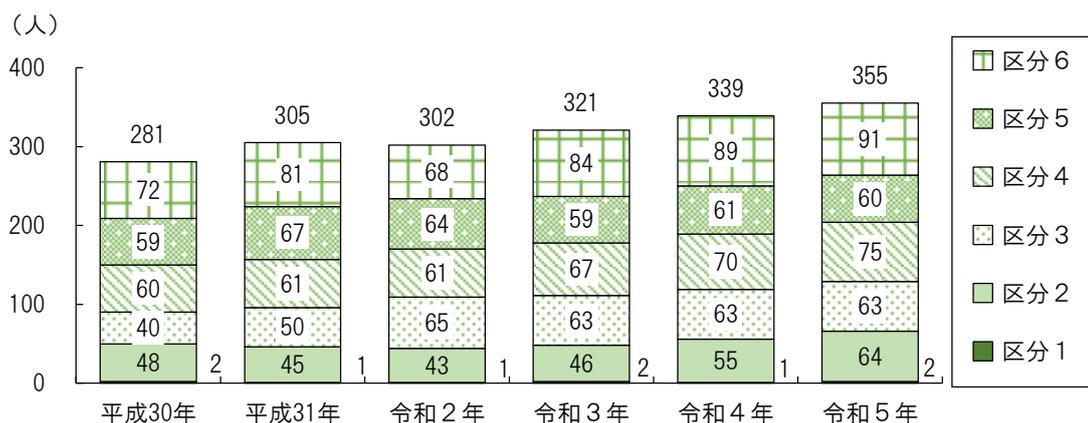
資料：中北保健福祉事務所（各年4月1日現在）



## (7) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年以降増加傾向にあり、令和5年4月1日時点で355人となっています。区分別の人数をみると、必要とされる支援の度合いが高い区分6が91人と最も多くなっています。

【障害支援区分認定者数の推移】

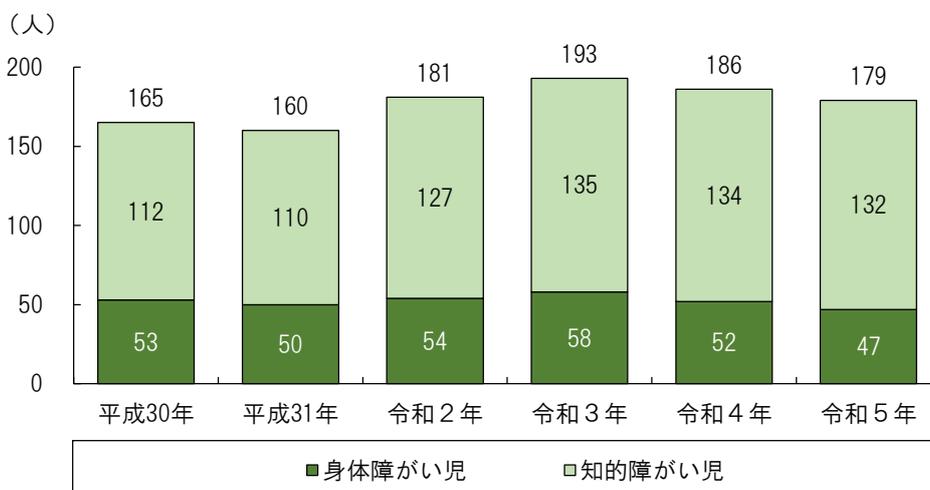


資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）

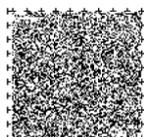
## (8) 障がいのある子ども（身体・知的）の状況

障がいのある子ども（身体・知的）の数の推移をみると、平成30年以降増減を繰り返しており、令和3年以降は減少傾向にあります。令和5年4月1日時点の人数は179人となっており、その内訳は身体障がい児が47人、知的障がい児が132人となっています。

【障がいのある子どもの数の推移】



資料：障がい者支援課（各年4月1日現在）



## (9) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

特別支援学級に在籍している児童・生徒数の推移をみると、小学校において年々増加し、中学校においては増減を繰り返しています。小学校・中学校ともに最も大きな増加がみられた令和5年4月1日時点の人数は、小学校が185人、中学校が73人となっています。また、障がい種別でみると、「自閉症・情緒」が小学校において118人、中学校においては45人となり、平成30年からの5年間で、他の障がい種別と比較して最も増加が大きくなっています。

障がい種別・特別支援学級に在籍している児童・生徒数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	知的	39人	44人	44人	54人	57人	55人
	肢体不自由	2人	1人	0人	0人	0人	3人
	病弱・身体虚弱	3人	4人	6人	8人	8人	8人
	弱視	1人	1人	0人	0人	0人	0人
	難聴	5人	5人	5人	4人	3人	1人
	自閉症・情緒	37人	53人	68人	74人	93人	118人
	合計	87人	108人	123人	140人	161人	185人
中学校	知的	12人	13人	14人	11人	16人	25人
	肢体不自由	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	病弱・身体虚弱	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	弱視	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	難聴	0人	0人	1人	1人	1人	2人
	自閉症・情緒	25人	32人	38人	32人	31人	45人
	合計	38人	45人	53人	44人	49人	73人
総計		125人	153人	176人	184人	210人	258人

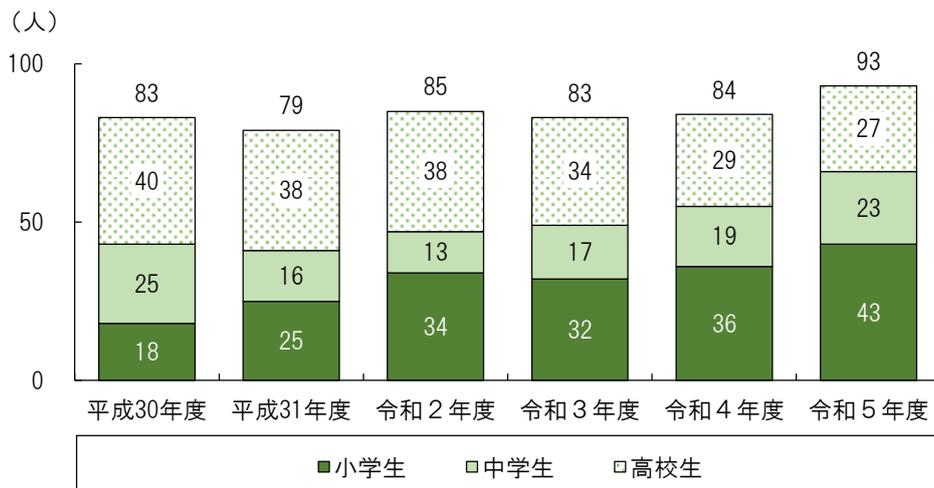
資料：学校教育課（各年度4月1日現在）



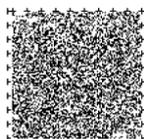
## (10) 特別支援学校（全種別）の在籍状況

特別支援学校在籍者数の推移をみると、小学生は令和3年以降増加傾向にあり令和5年4月1日時点で43人となっています。中学生は令和2年以降増加傾向にあり令和5年4月1日時点で23人となっています。高校生は年々減少傾向にあり、令和5年4月1日時点で27人となっています。小学生・中学生・高校生の合計人数は93人と最も多くなっています。

【特別支援学校在籍者数の推移】



資料：学校教育課・特別支援学校（各年度4月1日現在）



## 2 関係団体等ヒアリング調査結果

### (1) 調査概要

#### ①関係団体

○調査対象

団体名	実施日
甲斐市視覚障がい者協会	令和5年8月22日(火)
甲斐市障がい児(者)地域支援連絡会(オアシス)	令和5年8月23日(水)
甲斐市聴覚障害者協会	令和5年8月23日(水)
甲斐市障害者福祉会	令和5年8月25日(金)

○ヒアリング項目

- (1) 団体の現状や今後の取組予定について
- (2) 団体運営上の課題
- (3) 会員から寄せられる相談内容について
- (4) 福祉サービスのあり方について
- (5) 障がいのある人や支える家族の将来について
- (6) 地域社会の中における支援体制について

#### ②児童通所サービス利用者の保護者

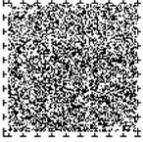
○調査対象：市内児童通所サービス提供事業所へ通所している保護者…115名回答  
(市内事業所9か所×利用者1~48名)

○調査期間：令和5年9月1日(金)~10月13日(金)

○ヒアリング項目(主な内容)

- (1) 過去1年以内に利用したことのあるサービスについて
- (2) 希望する回数や時間の利用ができないサービスについて
- (3) 利用したいが利用できていないサービスについて
- (4) 今後3年間で利用したいサービスについて
- (5) 障がい福祉サービスを利用している上で、困っていることや心配なことについて
- (6) 障がい福祉サービス以外で利用したいサービスや支援について
- (7) お子さまのことでの悩みや困っていることの相談先について
- (8) お子さまのことでの悩みや心配事について





## (2) ヒアリング調査結果

### ①関係団体

(1) 団体の現状や今後の取組予定について

#### <課題・要望>

- ・会員数は停滞しており、会員の高齢化が進んでいる
- ・会議やイベント等を行っているが、移動手段が確保できないことから、参加状況はあまりよくない
- ・コロナの影響や会場の手配等の都合により、会議が開催できていない

#### <主な意見>

##### 【甲斐市視覚障がい者協会】

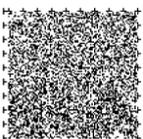
- ・以前は研修やレクリエーションを兼ねた交流会等も実施していたが、コロナの影響により、活動はこの3年間は一切行えなかった。今後、どの程度まで活動を再開できるかは、まだ手探り状態である。

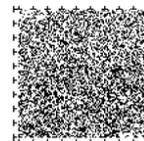
##### 【甲斐市障がい児(者)地域支援連絡会(オアシス)】

- ・現在の会員数は50人から60人で、コロナ以降は入会する機会も少なく、新規で加入する会員はいない。
- ・コロナが増減を繰り返している中、重度の子どもを抱えた会員もいるため、万が一のことを考え活動を控えている。
- ・障がいのある子どもの親に会の周知ができておらず、活動(研修会等)もできていないために、入会する機会がなかった。同時に、相談支援専門員への相談で事足りていて、会の活動に参加する気持ちが出ないのではないかと考えている。
- ・若い人に引き継いで、協力しながら団体を残していきたい。
- ・今後、親亡き後等の問題について研修会を実施していきたいと考えており、そのために障がい者基幹相談支援センターにも協力してほしい。

##### 【甲斐市聴覚障害者協会】

- ・現在の会員数は29名だが、会員は高齢化しており、60歳代から70歳代が大半を占めている。
- ・月に一度、定期的な役員会議を行っている。また、1年の最後には総会を開いている。
- ・総会では、手話言語条例が制定されるように尽力すること、仲間を増やし会員拡大すること、活動しやすい環境を整備し、他の障がい者団体とも連携して学習会等を開き、生活しやすい環境をつくること、これらの3つをスローガンとしている。
- ・市より手話奉仕員養成講座の委託を受けている。協会内に「とまとの会」という手話学習の団体があるため、その団体と相談しながら活動を進めている。





### 【甲斐市障害者福祉会】

- 現在の会員数は 39 名である。
- 近いうちに役員会を開きたいが、会場の手配が進まずに延期となっている。総会は年に 1 回行っている。
- イベントは、基本的に親団体が企画した行事に参加している。
- イベント会場への移手段として、以前は相乗りをして会場まで送ってもらう手段を取っていたが、万が一の事故等の事を考えて取りやめた。
- 活動の際には会員に連絡をしているが、高齢化による体調不良等で参加者が少ない。

## (2) 団体運営上の課題

### <課題・要望>

- 市内の障がいのある人の実態が把握できず、会員の拡大につなげられない
- 特に年齢の若い会員を増やし、役員体制を改めて整える必要がある
- 障害者手帳を取得した時等に、団体に参加していない人へのPRに協力してほしい
- 親亡き後についての相談に対応できる活動を考える必要がある
- 手話サークルと聴覚障害者協会との関わりの強化

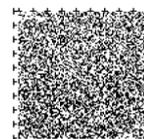
### <主な意見>

#### 【甲斐市視覚障がい者協会】

- 市内在住の視覚障がいのある人の実態が把握できず、思うように活動の輪が広げられない。情報を得られない人が多いため、適切な情報をより多くの人に伝えていきたい。会の活動状況を広報に載せ、情報発信と会のPRを行いたい。
- 広報や障がい者基幹相談支援センター等から協会の存在を伝えてほしい。それに伴い、協会内には連絡窓口を設置する必要がある。
- 活動する場所までの移手段がなく、集まれずに個々の活動となってしまう。市内の移動はとても不便である。
- 現在は社会福祉協議会と別々に活動をしているが、イベントを行う時には、社会福祉協議会にも活動をサポートしてもらうような体制づくりをしたい。

#### 【甲斐市障がい児（者）地域支援連絡会（オアシス）】

- 特に、未就学児や就学児を持つ母親の会員が少ない。
- 親亡き後についての相談が複数寄せられているため、会としてサポートしていける活動を考えていかなければならない。
- 食事会等は情報交換を盛んに行うことができたため、そのような機会を増やしたい。



### 【甲斐市聴覚障害者協会】

- ・役員が高齢化してきており、現在の体制に不安がある。新しく若い人に加入してもらう必要があるが、聴覚障がいのある人の連絡先等が分からない。
- ・市内の手話サークルと協会との関わりが薄い。

### 【甲斐市障害者福祉会】

- ・イベント会場までの移動手段がない。運転免許証を持っている会員は複数人いるので、車の貸し出し等があれば利用したい。
- ・会員が増やせないため、障がい者手帳を保持した時に団体があることを紹介してほしい。
- ・親団体へ支払う負担金が多く、市からもらう助成金は半分以上なくなってしまう。会員が30人以下になると解散せざるを得ない状況である。

## (3) 会員から寄せられる相談内容について

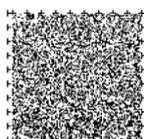
### <課題・要望>

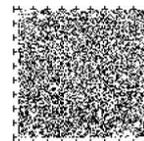
- ・将来のことや親亡き後のことについての相談事が増えている
- ・医療的ケアや重度の障がいのある人の受け入れについて課題がある
- ・グループホームは、重度の障がいのある人にとって利用が難しいことがある
- ・聞こえる人とコミュニケーションを取る機会が少なく、孤立してしまう
- ・交通の便が悪く、イベントや会議への参加を思うように進められない
- ・タクシーやバス、福祉有償運送について、利用しやすい体制を整えてほしい

### <主な意見>

#### 【甲斐市視覚障がい者協会】

- ・タクシー券は1回の乗車時で複数枚の利用ができるようにしてほしい。
- ・バスは、遅い時間の稼働を可能にすることや、運行時間と運行頻度の見直しをしてほしい
- ・福祉有償運送についても、タクシー会社と提携し人手を増やす等、もう少し利用しやすい体制が整えられるとよい。
- ・市主催の会議への出席も、移動手段に悩んでいる。移動手段を理由に今後、出席者が減少するのではないかと考えるため、可能であれば送迎サービス等を行ってほしい。





### 【甲斐市障がい児（者）地域支援連絡会（オアシス）】

- 親亡き後のことが問題視されている。男の子の性の問題に関する相談や、子どもとの世帯分離について、将来、子どもにはどの程度お金を残しておくべきなのかが分からない、という相談も受ける。
- 呼吸器をつけての登校について、学校の受け入れ体制についてもう少し寛容な対応がほしい。
- グループホームはある程度自分のことができなければならない事業所が増えてきており、重度の障がいのある子どもにとってはグループホームの利用について課題になりつつある。
- 親も高齢になっており、子どもの将来について在宅か入所の選択しかないように思えるが、どちらかにするというのは難しい選択であるため、どうしたらよいかかわからない。
- 親の高齢化に伴い、車の運転が難しくなってきた時のために、短期入所等の移手段については考えてほしい。

### 【甲斐市聴覚障害者協会】

- 手話で話せる場所が少ない。聞こえる人とコミュニケーションを取ることが非常に難しい。手話で会話ができず、孤立してしまう。世間話から得られる情報も多いため、聞こえる人とコミュニケーションを取る機会が増えるよう、手話講座等の開催数を増やしたい。
- 施設等の職員とも、あいさつ程度の会話が手話でできるとよい。また、難しい内容は通訳を介してコミュニケーションがとれるとよい。
- イベントの開催に伴い、参加者の移手段に困ってしまう。

## （４）福祉サービスのあり方について

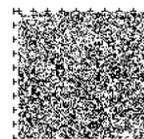
### <課題・要望>

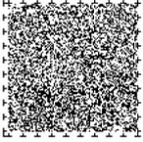
- サービスの情報が対象者へ的確に伝わるよう対策をしてほしい
- 日常生活用具給付等事業の見直し
- 短期入所事業所の拡大や、ナイトケアの充実
- 手話通訳派遣の利用方法の見直し
- 意思疎通支援事業により、代筆・代読等の派遣事業を実施してほしい

### <主な意見>

#### 【甲斐市視覚障がい者協会】

- 視覚障がいの特性上、福祉サービスの情報が対象者へ的確に伝わっていないと感じる。確実な情報が伝わるよう対策をしてほしい。
- 声の広報をより広く周知してほしい。
- 視覚障がいは情報障がいとも呼ばれ、ルーペやスマートフォン、タブレット等は必要不可欠な時代である。日常生活用具の対象に入れてほしい。
- 意思疎通支援事業により、代筆・代読等の派遣事業を実施してほしい。





#### 【甲斐市障がい児（者）地域支援連絡会（オアシス）】

- 短期入所が利用できず、親の負担も大きい。しかも子どもを安心して預けられる場所がなかなかみつからない。夜まで利用ができる日中一時支援（ナイトケア）や短期入所を受け入れる事業所が増えてほしい。
- 生活介護事業所等の人員が足りておらず、受け入れを断られてしまうこともある。安心して通える場所が不足しているため、人材の確保、事業所の確保をしてほしい。
- 事業所職員の知識や経験不足から適切な対応がされていないと感じることもある。職員の質の向上のために専門的な研修会等を開催してほしいし、配置も考えてもらいたい。
- 日常生活用具給付事業の「おむつ」は、申請が手間だと感じるため申請を簡略化してほしい。「吸引器」は、耐用年数は5年だが頻繁に使用するため3年ほどで劣化が激しくなるので、耐用年数を下げることはできないか。また、ベッドの補助対象年齢を下げしてほしい。
- 放課後等デイサービスを利用していた児童が高校を卒業すると、今まで放課後等デイサービスを利用していた時間にサービスが利用できず、親が仕事等の調整をすることになるので、生活介護の後も利用できる日中一時支援等のサービスを整えたり、検討してほしい。

#### 【甲斐市聴覚障害者協会】

- 手話通訳は利用者からの依頼だけでなく、病院側からも依頼できる体制が整えられるとよい。

#### （5）障がいのある人や支える家族の将来について

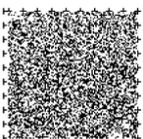
##### <課題・要望>

- 親亡き後のことを考えられるような体制が必要
- 障がいを抱えながら子育てをする母親のサポート体制を作してほしい
- 一人暮らしの障がいのある人との更なる交流の場が必要
- 将来のために受けられるサービスを知る機会が設けられるとよい。また、知る機会を設けるのであれば、支援者も含めて一緒に学べるとよい

##### <主な意見>

#### 【甲斐市視覚障がい者協会】

- 移動支援と情報処理の支援が充実すれば、視覚障がいのある人の将来は家族も含めて明るくなる。
- 視覚障がいのある母親をサポートする体制を作してほしい。今の時代は中途視覚障がい者が沢山おり、子どもが育っていく中で視覚障がいとなり、子どもにしてあげられることに限界ができてしまう。障がいへのサポートに限らず、子育ての部分でもサポートがほしい。



### 【甲斐市障がい児（者）地域支援連絡会（オアシス）】

- ・親亡き後のことが考えられるような体制が求められる。
- ・短期入所が増えないのであれば、グループホームを増やしてほしい。
- ・将来、在宅で生活するという選択もあるが、その場合は親の健康面や、家の設備等が課題になる。将来のことを考え、在宅生活で使えるサービス等が十分に把握できていないため、サービスを知る機会がほしい。
- ・老障介護になることが見込まれる今の在宅生活だが、できるだけ長く在宅生活ができる体制を考えてほしい。

### 【甲斐市聴覚障害者協会】

- ・独居の聴覚障がいのある高齢者は、経済的に生活していけるのか、健康で生活を続けられるのかという不安がある。
- ・一人暮らしの聴覚障がいのある人に対して、更なる交流の場が必要。
- ・どんなサービスがあるのかを把握できていない。病気や認知症に対する支援はどのようなものがあるのかを知る機会を設ける必要がある。また、認知症のことを学習する場には、ヘルパーやケアマネジャー、手話通訳者等と一緒に学ぶ環境があるとよい。手話通訳を通し、お互いがきちんと情報を知るきっかけづくりをしたい。

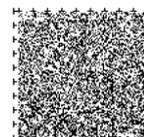
### 【甲斐市障害者福祉会】

- ・障がいのある子どもの親は、自身が亡くなった後の子どもの生活やお金に関して不安が残る。

## （6）地域社会の中における支援体制について

### <課題・要望>

- ・障がいのある人への理解を広げられるような取組が必要
- ・地域の中で、障がいのある人の存在がきちんと把握できる体制がほしい
- ・日ごろから地域へ交流と情報提供を行い、緊急時に叱咤の対応ができるようにしておく必要がある
- ・災害時に避難所となる場所で、障がいのある人にとって分かりやすい会場運営・設営がほしい
- ・小規模多機能施設のようなものを設置し、様々な方が受け入れられる体制がほしい
- ・家族の高齢化に伴い、協力体制を考えていく必要がある



## <主な意見>

### 【甲斐市視覚障がい者協会】

- 「視覚障がいのある人は何もできない」という印象が世間の常識になってしまっている。視覚障がいのある人への理解を広げることが最も重要である。
- 地域のリーダーや関係者へ理解を深めるため、研修会や当事者との交流会等を積極的に開催し、同時に支援に関する相談も行えるとよい。
- 普段から地域の中で交流と理解があれば、災害等の緊急時でも咄嗟に判断し行動に移すことが可能である。日ごろから関わる機会がほしい。
- 市をエリア分けし、小規模多機能型施設のような施設を作って様々な方を受け入れ、緊急時や緊急以外の短期入所も行う等の体制を整えている他自治体がある。このような体制を甲斐市にも盛り込んでほしい。
- 災害が起きた時、起きた後のどちらにも不安がある。日ごろから、災害時の避難経路等の情報の把握をし、地域内で顔の見える環境をつくり、避難所に行った後の支援についての把握等が必要。また、各組長にも事前に伝えておくとよい。

### 【甲斐市障がい児（者）地域支援連絡会（オアシス）】

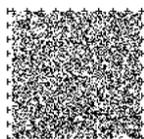
- 災害時の避難方法については再検討が必要かと思う。福祉避難所については、電源の確保等の体制整備や避難の手順についても障がいの状態によって支援のあり方を検討してほしい。

### 【甲斐市聴覚障害者協会】

- 災害時、聴覚障がいのある人と手話通訳者が判断しやすいように、ピブス等の目印になるものがあるとよい。
- 避難所となる場所に看板を置く、大きな絵を使用する等、見てわかりやすい情報提供の方法を用意してほしい。

### 【甲斐市障害者福祉会】

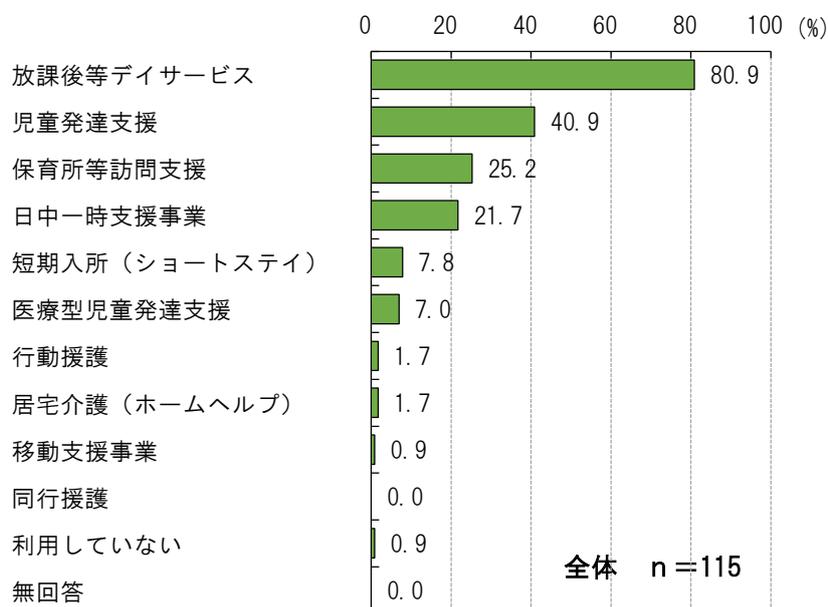
- 家族の高齢化に伴い、協力体制は考えていかなければならない。
- 地域の中で、障がいのある人の住所及び障がいの程度等が把握できる体制がほしい。
- 障がい者団体の活動に対して、支援団体等からのサポートがあるとよい。



## ②児童通所サービス利用者の保護者

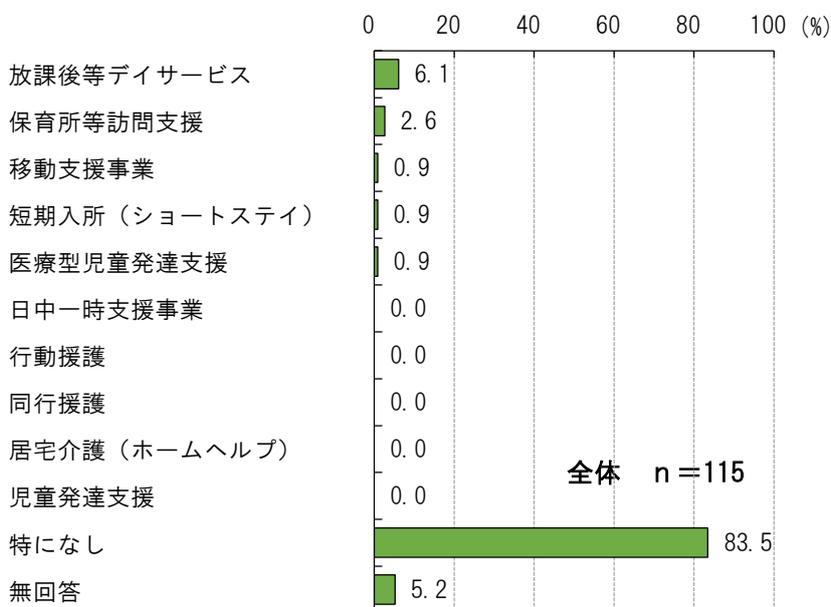
<主な調査結果>

(1) 過去1年以内に利用したことのあるサービスについて

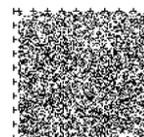


過去1年以内に利用したことのあるサービスで最も多いのが、「放課後等デイサービス」で80.9%でした。次いで、「児童発達支援」が40.9%でした。

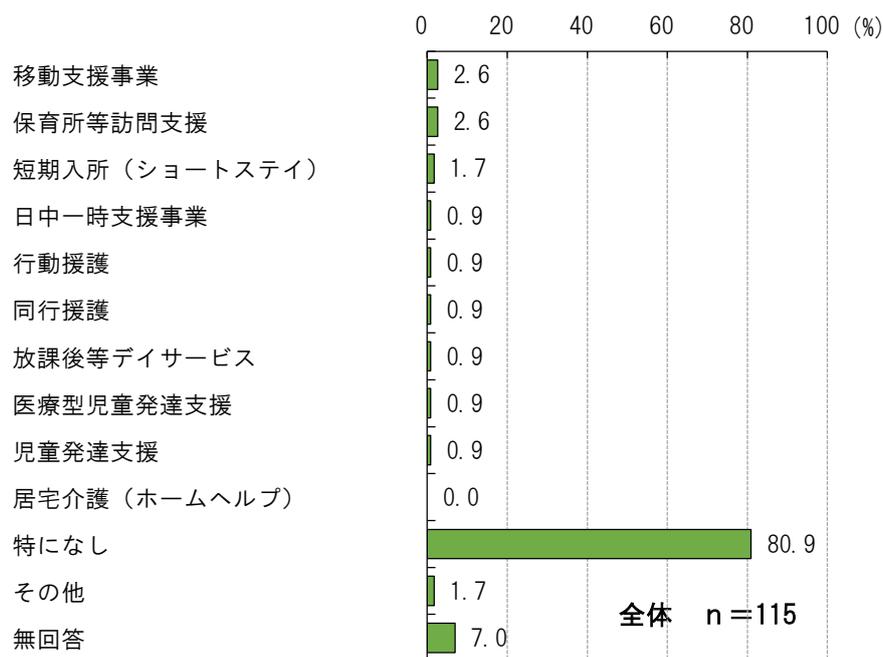
(2) 希望する回数や時間の利用ができないサービスについて



80%以上の方が、希望するサービスの利用ができていましたが、「放課後等デイサービス」については、希望する回数や時間、サービス自体が利用できていないと答えた方が6.1%となりました。

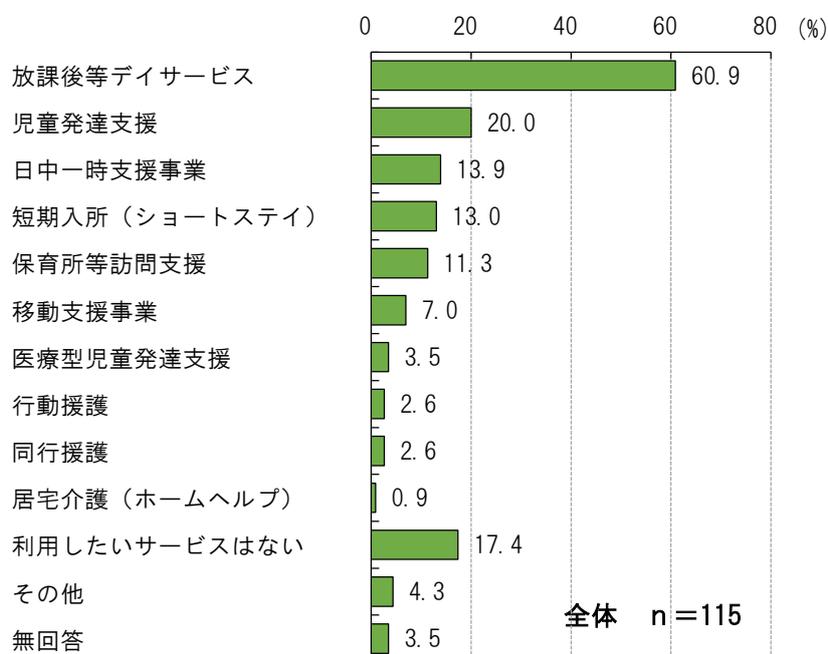


### (3) 利用したいが利用できていないサービスについて

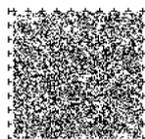


利用したいが利用できていないサービスについては、80%以上の方が利用したいサービスを利用できていましたが、「移動支援」「保育所等訪問支援」は、利用できていない方がともに2.6%となっています。

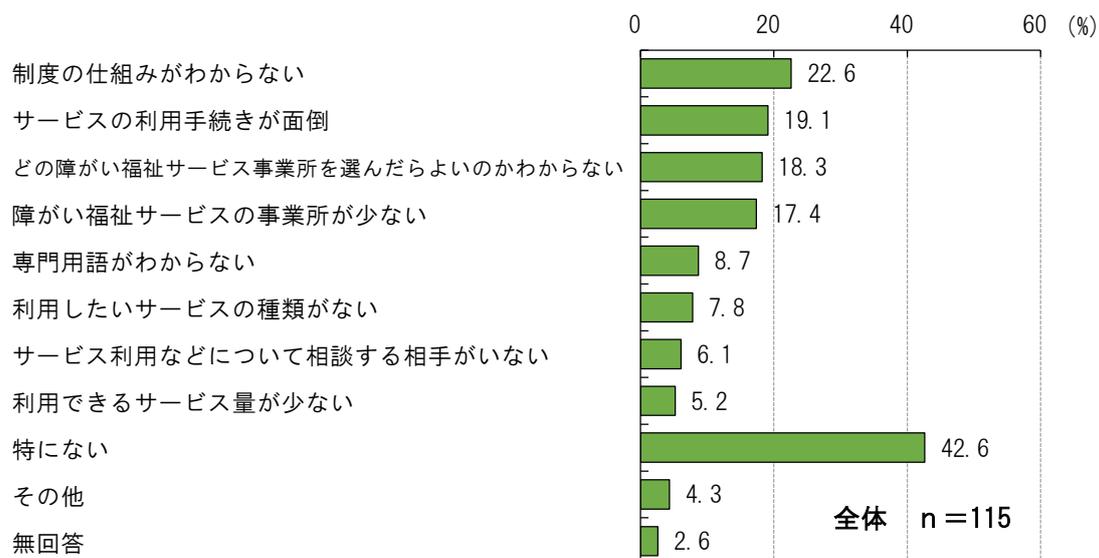
### (4) 今後3年間で利用したいサービスについて



今後3年以内に利用したいサービスとして「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」以外には、「日中一時支援」「短期入所」「保育所等訪問支援」が上位にありました。

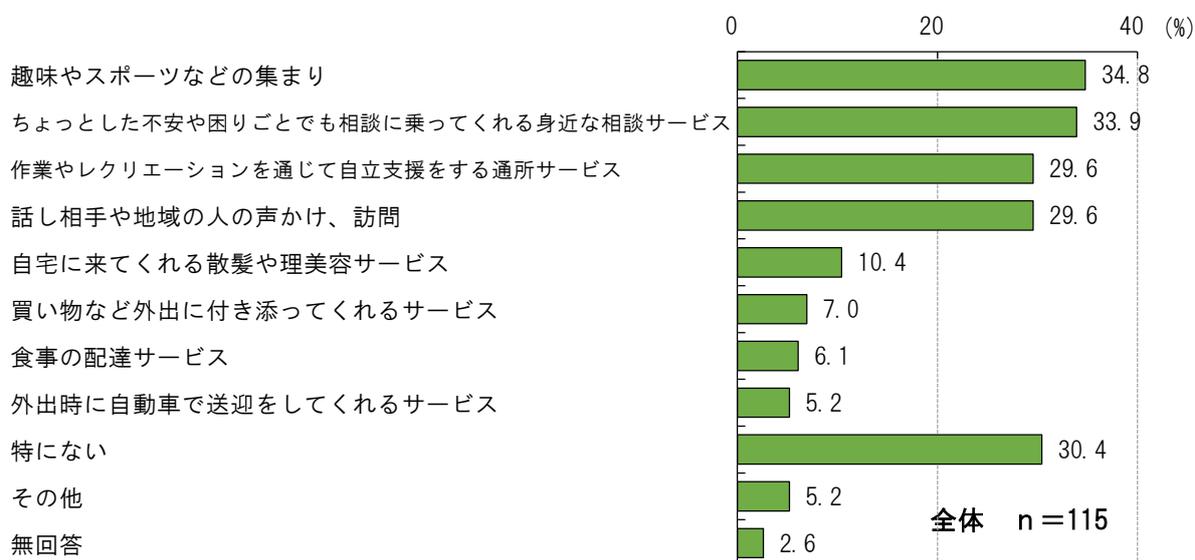


(5) 障がい福祉サービスを利用している上で、困っていることや心配なことについて

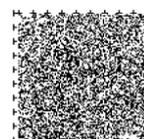


障がい福祉サービスを利用する上で困っていることや心配事は「特になし」と答えた人が42.6%と最も多く、次いで「制度の仕組みがわからない」、「サービスの利用手続きが面倒」、「どの障がい福祉サービスの事業所を選んだらよいかわからない」「障がい福祉サービスの事業所が少ない」との回答でした。

(6) 障がい福祉サービス以外で利用したいサービスや支援について

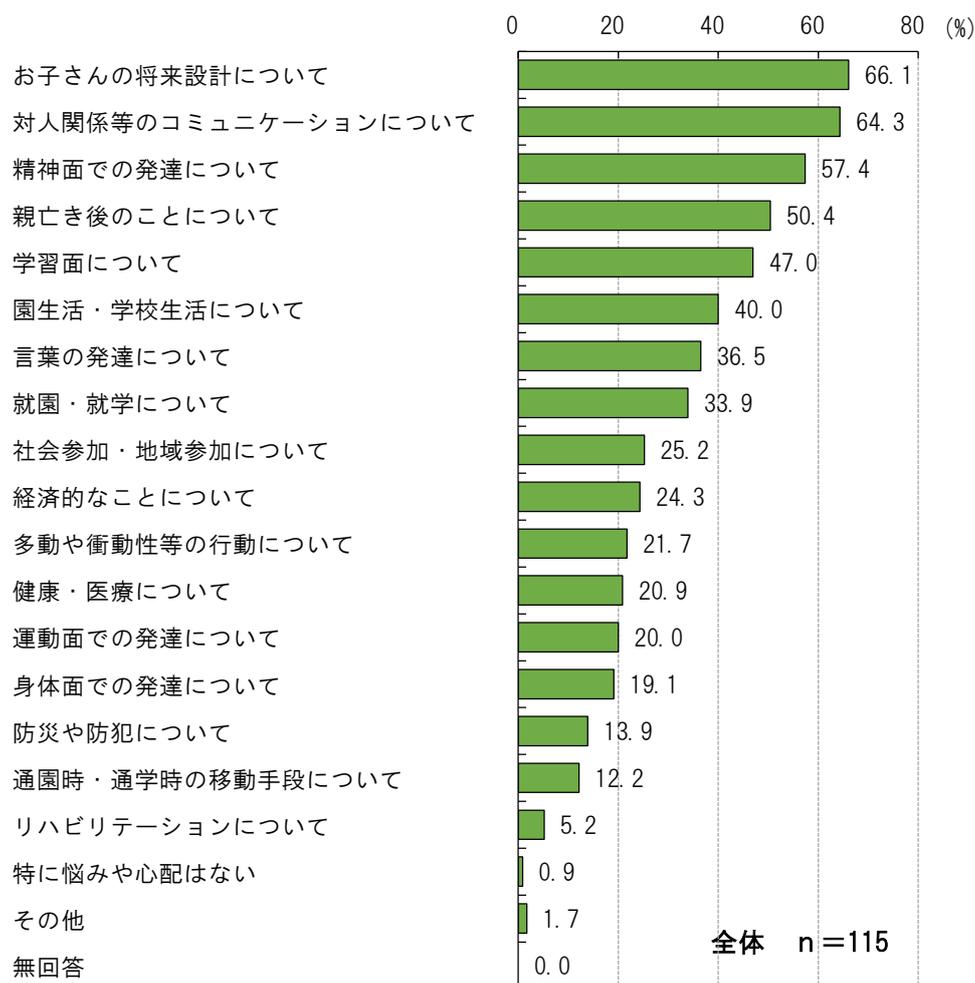


福祉サービス以外で利用したいサービスは、「趣味やスポーツなどの集まり」と回答したものが34.8%と最も多く、次いで「ちょっとした不安や困りごとでも相談に乗ってくれる身近な相談サービス」でした。



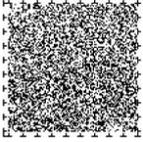


(8) お子さまのことでの悩みや心配事について



悩みや心配に思うことは、「お子さんの将来設計について」が最も多く、66.1%でした。次いで「対人関係等のコミュニケーションについて」、「精神面での発達について」、「親亡き後のことについて」でした。今後のことについて悩みを抱えている方が多くいました。





## <主な意見>

### 【障がい福祉サービス等について】

- 障がいのある子どもの育児では緊急を要することが沢山あるため、そのような時に助けになる場所や、介助用具の充実が求められる。
- 支援学校高等部の卒業後、親元を離れ自立した生活が行えるよう、訓練やサポート体制等を更に整えてほしい。
- 障がいを持つ子どもを預ける事業所等を定期的に訪問し、利用している家族や子どもたちへ聞き取り調査等を行い、事業所のやり方を見直す機会を設けてほしい。
- 障がいのある子どもの親や家族が働き方を制限されることがないように、福祉サービスの利用日数を拡張してほしい。
- それぞれの障がいに特化したサービスがほしい。

### 【学校・支援学級について】

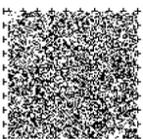
- 支援学級教員の質の向上や、専門的な人材の配置をしてほしい。
- 学校の職員が足りておらず、手厚い支援が必要な生徒に支援が偏っていて、平均的な支援を受けられていない。学校や職員の数を増やしてほしい。
- 学校等におけるいじめの見守りの強化や、不登校に対する支援がほしい。

### 【子どもの過ごす場について】

- 不登校の子ども居場所としてフリースクール等があるが、フリースクール等は費用が高いため利用が難しい。費用面で利用しやすく、障がいのある子どもが安心できたり、精神的に向上できたりする場所を作ってほしい。
- 放課後等デイサービスについて、きょうだいがいる場合は迎えが大変なため、障がいのある子どもとそうでない子どもと一緒に利用できるものがあるとよい。
- 障がいのある子どもが行えるスポーツ体験及び散髪サービス等を受け入れてくれる場所がほしい。
- 障がいのある子どもが行きやすい習い事の場所についての提供または紹介をしてほしい。

### 【手当・サービス利用料について】

- 障がい児童福祉手当がほしい。
- 障がい福祉サービスの費用負担について、一般1と一般2とでは金額の格差が激しいため、費用負担を軽減してほしい。



### 【障がい福祉の相談・情報提供について】

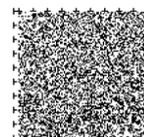
- 子どもの発達状況が違えば情報交換が難しいこともあるため、子どもの状況に応じて相談しやすい場所がほしい。
- 障がい福祉サービスや利用できる事業所等について、一覧で見ることができるものがあるとよい。また、診断がついてから療育が始まるまでの申請や一連の流れ等も載せてほしい。
- 子どもの成長に合わせてどのような事業所やサービスが利用できるのか等の情報を知ることが難しい。障がいのある子どもを持つ親への情報提供を充実させてほしい。
- 親の会やきょうだい児の会等、調べてもあまり団体の情報が出てこない。パンフレット等で、どのような団体があるのかを紹介してほしい。

### 【障がいのある子どもを取り巻く環境について】

- 障がいに対する理解のある医療機関の増加と、そのような医療機関に関する情報を知ることができるものがあるとよい。
- 子どもの健診時等、発達が気になる子どもに関する相談に対して適切な指導をもらえるよう、職員の質の向上を希望する。
- 母親の負担が多いため、父親の家事・育児の参加率向上に向けた啓発活動や制度が求められる。
- 二次障がいが起こりにくい環境を整備してほしい。
- 強度行動障がいの理解を深める啓発活動を行ってほしい。
- 様々な手続きを簡略化してほしい。

### 【その他】

- 会議等では、障がいのある人または家族及び現場で障がいのある人に関する問題を熟知している人が参加し、意見が反映されるようにしてほしい。



### 3 前期計画における成果目標・活動指標の達成状況

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【成果目標】

令和5年度の入所者数（見込）は74人となっており、目標の達成を見込んでいます。また、地域生活移行者数（見込）は累計8人となっており、目標の達成を見込んでいます。

項目	数値	実績	
令和元年度末の入所者数	83人		
令和5年度末の目標入所者数	81人		
入所者削減見込	【成果目標】 2人 (2.4%)	令和3年度	77人 (▲6人)
		令和4年度	76人 (▲7人)
		令和5年度（見込）	74人 (▲9人)
地域生活移行者数	【成果目標】 8人 (9.6%)	令和3年度	4人
		令和4年度	2人
		令和5年度（見込）	2人
		累計（見込）	8人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【活動指標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場として、令和2年度に甲斐市地域自立支援協議会に設置した「地域包括ケアプロジェクトチーム」にて協議の場のあり方について検討し、令和3年度より「地域包括ケア部会」を設置しました。この「地域包括ケア部会」における実施状況は以下のとおりです。

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値（見込）	
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数	3回	3回	4回	3回	4回	4回
	関係者の参加者数	14人	15人	14人	16人	14人	16人
	目標の設定	1項目	1項目	2項目	3項目	2項目	3項目
	評価の実施	2回	1回	2回	1回	2回	1回



### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 【成果目標】

令和2年1月に、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備により「地域生活支援拠点」を整備しました。機能の充実に向けた運用状況の検証、検討の実施状況は以下のとおり目標の達成を見込んでいます。

項目	数値	実績
地域生活支援拠点等における機能の充実	【成果目標】 3回	以下の活動指標のとおり、年間1回以上の機能向上における検証、検討を実施

#### 【活動指標】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた運用状況の検証、検討の実施回数	1回	1回	2回	2回	2回	3回

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### ①福祉施設から一般就労への移行者数

#### 【成果目標】

令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数は9人（見込）となっており、目標の達成を見込んでいます。

項目	数値	実績
令和元年度の一般就労移行者数	6人	
令和5年度の一般就労移行者数	【成果目標】 9人 (1.50倍)	令和3年度 6人 令和4年度 14人 令和5年度（見込） 9人



## ②就労移行支援からの一般就労移行者数

### 【成果目標】

令和5年度の就労移行支援から一般就労への移行者数は2人（見込）となっており、目標には2人足らず、目標は未達成の見込となっています。

項目	数値	実績	
令和元年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	3人		
令和5年度の就労移行支援からの一般就労移行者数	【成果目標】 4人 (1.33倍)	令和3年度 令和4年度 令和5年度（見込）	1人 2人 2人

## ③就労継続支援から一般就労移行者数

### 【成果目標】

令和5年度の就労継続支援A型から一般就労への移行者数は5人（見込）となっており、目標の達成を見込んでいます。また、就労継続支援B型から一般就労への移行者数は2人（見込）となっており、目標の達成を見込んでいます。

項目	数値	実績	
令和元年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	2人		
令和5年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	【成果目標】 3人 (1.50倍)	令和3年度 令和4年度 令和5年度（見込）	2人 10人 5人
令和元年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人		
令和5年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	【成果目標】 2人 (2.00倍)	令和3年度 令和4年度 令和5年度（見込）	3人 2人 2人

## ④就労定着支援事業利用者数

### 【成果目標】

令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する人のうち就労定着支援事業利用者数は7人（見込）となっており、目標の達成を見込んでいます。

項目	数値	実績	
令和5年度の就労定着支援事業利用者数	【成果目標】 7人 (77.7%)	令和3年度 令和4年度 令和5年度（見込）	5人 10人 7人



## ⑤就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

### 【成果目標】

令和5年度現在、本市に就労定着支援事業所はなく、目標は未達成の見込となっています。

項目	数値	実績
就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所の割合	【成果目標】 100.0% (1か所確保)	未確保（見込）

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

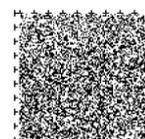
### 【成果目標】

市単独で基幹相談支援センターを1か所設置しており、目標を達成しています。総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化に向けた各種取組の実施状況は以下のとおりです。

項目	数値	実績
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	【成果目標】 1か所	基幹相談支援センター1か所

### 【活動指標】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	0件	3件	0件	3件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	9件	2件	9件	2件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	33回	6回	45回	6回	45回



## (6) 障がい福祉サービス等の質の向上

### 【成果目標】

障がい福祉サービス等の質の向上に向けた体制を整備しており、目標の達成を見込んでいます。都道府県が実施する研修等への参加及び体制整備の実施状況は以下のとおりです。

項目	数値	実績
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	【成果目標】 実施	以下の活動指標の取組を通して、サービスの質の向上に向けた体制を整備

### 【活動指標】

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	1人	3人	2人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制	有無	無	無	有	無	有
	実施回数	-	-	2回	0回	2回

## (7) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置

#### 【成果目標】

令和5年度現在、2か所の児童発達支援センターを設置しており、目標を達成しています。

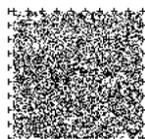
項目	数値	実績
児童発達支援センターの設置数	【成果目標】 1か所	2か所

### ② 児童発達支援センターによる保育所等訪問支援

#### 【成果目標】

令和5年度現在、児童発達支援センター2か所による保育所等訪問支援サービスが実施されており、目標を達成しています。

項目	数値	実績
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	【成果目標】 1か所	2か所



### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

#### 【成果目標】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の1か所確保を目標としていましたが、未達成の見込となっています。また、放課後等デイサービス事業所については、1か所増設され、3か所設置しており、目標を達成しています。

項目	数値	実績
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	【成果目標】 1か所	未確保（見込）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	【成果目標】 3か所	3か所

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### 【成果目標】

令和5年度現在、市単独で1か所、中北圏域で1か所の計2か所の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しており、目標を達成しています。

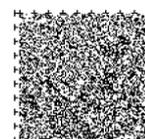
項目	数値	実績
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	【成果目標】 2か所	甲斐市地域自立支援協議会医療的ケア部会・中北圏域医療的ケア児者支援検討会議（2か所）

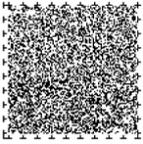
### ⑤発達障がい支援の一層の充実

#### 【活動指標】

発達障がい支援の一環として、発達の遅れに悩む保護者等を対象に、心理士が相談やペアレントトレーニングを含む指導を実施しています。実施状況は以下のとおりです。

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値（見込）
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の年間実施回数	30回	35回	30回	37回	30回	49回





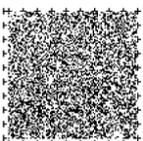
## 4 計画策定に向けた課題

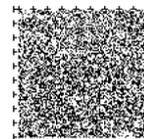
### ①障がいのある人の増加・高齢化

- 障がいのある人は増加傾向にあり、特に療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著です。また、総人口における障がいのある人が占める割合は増加傾向にあります。
- 少子高齢化が進行している中で、障がいのある人の暮らしをどのように支えていくかが課題となっています。
- 障がいのある人の高齢化により、認知症の発症や加齢に伴い必要とする介護の量の増加等が懸念されています。障がいのある人の健康状態や生活状況に応じて、中長期的な視点のもとで適切な対応策を講じていくことが必要になります。
- 障がいのある人を介護している親・保護者の高齢化も顕著になっています。これにより、親が亡くなった後に誰が財産管理や身上監護を行うのかといった、障がい者の「親亡き後」の生活支援体制をどのように構築していくかが課題となっています。障がいのある人の親・保護者が元気なうちから、障がいのある人の住まいや金銭管理、サービスの利用等について考え、備えておくことが必要です。
- 高齢化により障がい者団体の活動の担い手不足も懸念されます。各団体の活動についての情報提供・周知等を通して、新規参加者の増加を図ることが必要です。

### ②多様な障がいに対応する障がい福祉サービスの提供

- これまで、ニーズを満たす障がい福祉サービスの確保と、障がい福祉サービスを補完するサービス・支援活動等の提供を図るとともに、行政・事業者・関係機関等が連携のもと住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めてきました。
- 一方で、障がいのある人の生活においては未解消な課題が多くあります。例として、同行援護や行動援護、移動支援等の移動に係るサービスに対するニーズが多く、十分なサービス提供ができていないこと、視覚障がいや聴覚障がいのある人に対し、福祉に関する情報を的確に伝えられていないこと等が挙げられます。
- 市内の障がいのある人の生活状況やサービス利用への希望等を的確に把握したうえで、サービス提供事業者等の実施主体の確保・育成や、ニーズを満たす新たなサービスの検討等に努めることが必要です。
- 重度心身障がいのある人や重度の知的障がい・精神障がいのある人等、より支援が必要な人への支援の充実として、専門的な知識や経験がある職員の配置が求められています。医療的ケア児等コーディネーターや強度行動障害支援者養成研修等への受講や県・圏域、市で行う研修等の積極的な研修を事業所職員にも受講してもらうことが必要です。



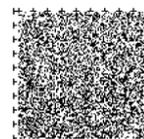


### ③障がい者の就労への支援

- 前期計画期間においては、障がいのある人の一般就労への移行に力を入れてきました。令和5年度においては、福祉施設から一般就労へ9人（見込）が移行することができました。一方で、一般就労後の支援を行う、就労定着支援を提供する就労定着支援事業所が市内にないことから、事業者の確保が課題となっています。また、新たに設けられるサービスの提供体制についても対応策を講じる必要があります。
- 「障害者差別解消法」が令和3年5月に改正され、令和6年4月より事業者による不当な差別的取り扱いの禁止に加え、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が義務化されます。また、障がいのある人の法定雇用率が令和6年に2.5%、令和8年には2.7%へと段階的に引き上げられます。こうした状況を踏まえて、就労を望む障がいのある人だけでなく、障がいのある人を雇用する事業者に対する周知啓発等も必要です。

### ④障がいのある子どもに対する支援

- 本市では、発達障がいのある子どもが増加傾向にあり、それに伴い特別支援学級に在籍している児童・生徒、特に自閉症・情緒学級に在籍する児童・生徒が年々増加傾向にあります。加えて、前期計画期間において児童発達支援及び保育所等訪問支援をはじめとする障がい児通所支援サービスの利用人数・利用量が大幅に増加しています。少子化によって児童の数は減少傾向にありますが、障がいのある子どもの人数が増加傾向であることを踏まえて、今後も継続して安定した提供体制整備に努める必要があります。
- 発達に課題のある子ども及び障がいのある子どもへの支援においては、保育・福祉・教育・医療等の関係機関と連携し、早期発見・早期療育を図れる体制の確保が求められます。
- 国の基本指針において、重症心身障がい児及び医療的ケア児等を支援する体制、障がい児による地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備に一層力を入れることが求められています。本市において、未設置である重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の支援体制の確保・拡充を図ることが必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

障害者総合支援法の理念は、障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことのできるよう、必要となる障がい福祉サービスの給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障がい者福祉の推進を図るとともに、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

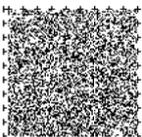
これは、地域共生社会の実現を目指すものであり、本計画と整合を図りながら推進される「第2次甲斐市障がい者計画」の基本理念に通ずるものです。したがって、本計画では、前期計画を踏襲し「地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり」を基本理念に掲げます。

### 地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくり

### 2 基本的な視点

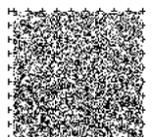
本計画の策定にあたっては、基本理念及び国の基本的な指針等を踏まえ、次の7項目の基本的な視点に基づいて、令和8年度の成果目標・活動指標を設定するとともに、その達成に向けた各年度における障がい福祉サービス等の必要量を見込みます。そして、必要となるサービスを確保するための方策を定め、今後の障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

- 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対するサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がいのある人の社会参加を支える取組定着



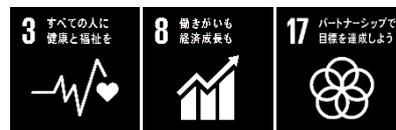
### 3 障がい福祉サービス等の提供体制

<b>障がい福祉サービス</b>
<b>(1) 訪問系サービス</b>
①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
<b>(2) 日中活動系サービス</b>
①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労選択支援 ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援（A型） ⑦就労継続支援（B型） ⑧就労定着支援 ⑨療養介護 ⑩短期入所（ショートステイ）
<b>(3) 居住系サービス</b>
①自立生活援助 ②共同生活援助（グループホーム） ③施設入所支援
<b>(4) 相談支援</b>
①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
<b>地域生活支援事業</b>
<b>(1) 必須事業</b>
①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター事業
<b>(2) 任意事業（市が自主的に取り組む事業）</b>
①福祉ホーム運営事業 ②訪問入浴サービス事業 ③日中一時支援事業 ④社会参加促進事業
<b>障がい児福祉サービス</b>
<b>■障がい児通所支援サービス</b>
①児童発達支援・医療型児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④居宅訪問型児童発達支援 ⑤障がい児相談支援



## 第4章 第7期障がい福祉計画

### 1 成果目標及び活動指標の設定



甲斐市第7期障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたり、計画最終年度である令和8年度を目標年度とする成果目標・活動指標を以下のとおり設定します。

なお、成果目標の設定にあたっては、国の基本指針及び県の目標を踏まえ、本市の実情に応じて設定するものとします。

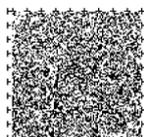
#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【成果目標】

国の基本指針では、地域生活への移行に関する成果目標について、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減すること」「令和8年度末において、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」としています。

本市においては、令和4年度末時点の入所者数は76人となっていることから、入所者削減見込数は4人、地域生活移行者数は5人を目標とします。

項目	数値	考え方
令和4年度末の入所者数(A)	76人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末の入所者数(B)	72人	令和8年度末の施設入所者数
入所者削減見込	【成果目標】 4人 (5.3%)	(A) - (B) の値 国目標：5%以上(4人)
地域生活移行者数	【成果目標】 5人 (6.5%)	令和8年度末までに施設から地域移行する者の数(累計) 国目標：6%以上(5人)



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【成果目標】

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する活動指標について、「保健、医療、福祉関係者による協議を行うとともに、協議の場における活動指標（開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数）を明確にし、各取組を積極的に推進すること」としています。

本市においては、保健、医療、福祉関係者による協議の場として、甲斐市地域自立支援協議会に「地域包括ケア部会」を設置し、協議を行います。

項目	数値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	【成果目標】 毎年1回実施	国目標：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者が連携して取り組む協議の場の設置

この協議の場における活動指標を以下のとおり定めます。

### 【活動指標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数	3回	3回	3回
	関係者の参加者数	16人	16人	16人
	目標の設定	3項目	3項目	3項目
	評価の実施	1回	1回	1回

## (3) 地域生活支援の充実

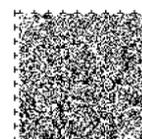
### ① 地域生活支援拠点等の確保

#### 【成果目標】

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の確保に関する成果目標及び活動指標について、「令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証、検討すること」としています。

本市においては、面的整備型の地域生活支援拠点の整備を推進していきます。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等における機能の充実	【成果目標】 毎年3回実施	国目標：年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと



本市では、令和元年度に整備した1か所の地域生活支援拠点について、活動指標を以下のとおり定めます。

**【活動指標】**

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置の有無	有	有	有
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無	有	有	有
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間実施回数	3回	3回	3回

**②強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実**

**【成果目標】**

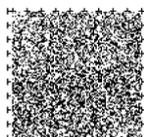
国の基本指針では、強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実に関する成果目標及び活動指標について、「令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいをもつ者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること」としており、県はこの基本指針を踏まえて、「強度行動障がいをもつ者への支援ニーズの把握等についての取組を推進すること」としています。

本市においては、強度行動障がい研修を修了した者による連絡会を実施し、情報共有や支援体制の検討を図ることによって、強度行動障がいのある人への支援に取り組んでいきます。

項目	数値	考え方
強度行動障がいをもつ者への支援ニーズの把握等についての協議の場の設置	<b>【成果目標】</b> 設置	国目標：令和8年度までに強度行動障がいをもつ者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備すること

**【活動指標】**

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がい研修を修了した者による連絡会の設置	検討	検討	設置



## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ①福祉施設利用者から一般就労への移行者の増加

#### 【成果目標】

国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行に関する成果目標について、「就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍とすること」としています。

本市においては、令和8年度中に9人、一般就労に移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	6人	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
令和8年度の一般就労移行者数	【成果目標】 9人 (1.50倍)	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行した者の数 国目標：1.28倍以上（8人）

### ②就労移行支援から一般就労移行者の増加

#### 【成果目標】

国の基本指針では、就労移行支援から一般就労への移行に関する成果目標について、「就労移行支援を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.31倍とすること」としています。

本市においては、令和8年度中に2人、就労移行支援から一般就労へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
令和3年度就労移行支援から一般就労移行者数	1人	就労移行支援を通じて、令和3年度中に一般就労へ移行した者の数
令和8年度就労移行支援から一般就労移行者数	【成果目標】 2人 (2.00倍)	就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行した者の数 国目標：1.31倍以上（1人）



### ③就労継続支援から一般就労移行者の増加

#### 【成果目標】

国の基本指針では、就労継続支援から一般就労への移行に関する成果目標について、「就労継続支援A型を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.29倍とすること」「就労継続支援B型を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍とすること」としています。

本市においては、令和8年度中に就労継続支援A型から3人、就労継続支援B型から4人、それぞれ一般就労へ移行させることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和3年度就労継続支援A型から一般就労移行者数	2人	就労継続支援A型を通じて、令和3年度中に一般就労へ移行した者の数
令和8年度就労継続支援A型から一般就労移行者数	【成果目標】 3人 (1.50倍)	就労継続支援A型を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行した者の数 国目標：1.29倍（2人）
令和3年度就労継続支援B型から一般就労移行者数	3人	就労継続支援B型を通じて、令和3年度中に一般就労へ移行した者の数
令和8年度就労継続支援B型から一般就労移行者数	【成果目標】 4人 (1.33倍)	就労継続支援B型を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行した者の数 国目標：1.28倍（3人）

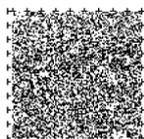
### ④就労定着支援事業利用者の増加

#### 【成果目標】

国の基本指針では、就労定着支援事業利用者数に関する成果目標について、「令和8年度就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度実績の1.41倍とすること」としています。

本市においては、令和8年度就労定着支援事業の利用者数を8人とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和3年度就労定着支援事業利用者数	5人	令和3年度就労定着支援事業を利用した者の数
令和8年度就労定着支援事業利用者数	【成果目標】 8人 (1.60倍)	令和8年度就労定着支援事業を利用した者の数 国目標：1.41倍（7人）



### ⑤就労移行支援事業による一般就労への移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合

#### 【成果目標】

国の基本指針では、就労移行支援事業による一般就労への移行率に関する成果目標について、「令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること」としています。

本市においては、市内に4か所ある就労移行支援事業所のうち2か所以上で、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行率を5割以上とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
令和4年度末の就労移行支援事業所数	4か所	令和4年度の市内の就労移行支援事業所の数
令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の数	【成果目標】 2か所	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の数 国目標：市内の就労移行支援事業所全体の5割以上（2か所）

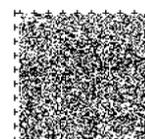
### ⑥就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の就労定着事業所の割合

#### 【成果目標】

国の基本指針では、就労定着支援事業による就労定着率に関する成果目標について、「令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすること」としています。

本市においては、令和5年度時点で就労定着支援事業所がない状況であることから、就労定着率が7割以上の事業所1か所の整備を目標とします。

項目	数値	考え方
就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の数	【成果目標】 1か所	令和8年度の就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所の数 国目標：市内の就労定着支援事業所全体の2.5割以上



## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ①地域の相談支援体制の充実・強化

#### 【成果目標】

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化等に関する成果目標・活動指標について、「令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること」としています。

本市では、市単独で基幹相談支援センターを設置しています。また、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の充実・強化に向けた活動指標について、以下のとおり定めます。

項目	数値	考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	【成果目標】 1か所	令和8年度の基幹相談支援センターの設置数 国目標：基幹相談支援センターの設置（複数市町村による共同設置も可）

#### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	14件	14件	14件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	45回	45回	45回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	6回	8回
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人



## ②個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

### 【成果目標】

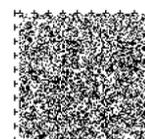
国の基本指針では、令和8年度末までに個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に関する活動指標について、「協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること」としています。

本市では、この協議会として「甲斐市地域自立支援協議会」を位置づけています。また、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に関する活動指標について、以下のとおり定めます。

項目	数値	考え方
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の場の設置	【成果目標】 毎年1回以上 実施	国目標：協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること

### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	10回	10回	10回
協議会の参加事業者・機関数	53件	56件	59件
協議会の専門部会の設置数	4件	4件	4件
協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回



## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【成果目標】

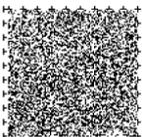
国の基本指針では、障がい福祉サービス等の質の向上に関する成果目標及び活動指標について、「令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築すること」としています。

本市における、障がい福祉サービス等の質の向上に関する成果目標・活動指標について以下のとおり定めます。

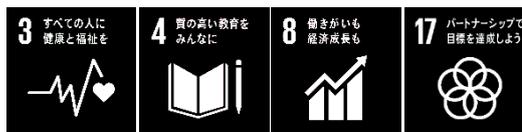
項目	数値	考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	【成果目標】 毎年実施	国目標：サービスの質の向上に向けた体制を構築

### 【活動指標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有
	実施回数	2回	2回	2回



## 2 障がい福祉サービスごとの見込量と確保のための方策



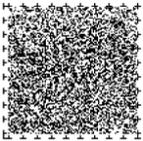
障がい福祉サービスは、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることのできるよう、一人ひとりの支援の必要性等を踏まえて個別に支給が行われるサービスです。

サービス種別については、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援の4種類があり、様々なサービスを組み合わせて利用することが可能です。

### (1) 訪問系サービス

居宅介護	内容	居宅において入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
	対象者	・障がい種別は問わず、障害支援区分が区分1以上の人
重度訪問介護	内容	居宅における入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動中の支援を総合的に提供します。
	対象者	・重度の肢体不自由者、重度の知的障がいのある人または精神障がいのある人で障害支援区分が区分4以上及び行動関連項目の合計が10点以上の人
同行援護	内容	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、必要な移動の援護、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
	対象者	・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人
行動援護	内容	外出時の移動の支援や行動の際に生ずる危険回避のための援護等を行います。
	対象者	・知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人で、障害支援区分が区分3以上及び行動関連項目の合計が10点以上の人
重度障害者等包括支援	内容	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供します。
	対象者	・筋ジストロフィー、脊髄損傷、ALS、遷延性意識障害、重症心身障がい、強度行動障がい等により意思疎通に著しい困難を有し、障害支援区分が区分6の人



**【見込量】（月あたり）**

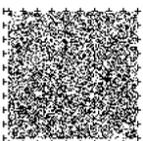
		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全 体	時間分	4,125	3,847	3,999	4,326	4,887	5,268
	実人員	127	129	135	141	149	158

**【内訳】（月あたり）**

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分	1,673	1,675	1,707	1,743	1,776	1,809
	実人員	100	101	103	105	107	109
重度訪問介護	時間分	2,063	1,577	1,631	1,864	2,330	2,563
	実人員	9	6	7	8	10	11
同行援護	時間分	51	61	71	83	100	124
	実人員	7	10	12	14	17	21
行動援護	時間分	338	534	590	636	681	772
	実人員	11	12	13	14	15	17
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0

**【訪問系サービス見込量確保のための方策】**

- ウェブサイト等により障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の提供体制について周知を図るとともに、サービス提供事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。また、重度の知的障がいのある人や重度心身障がいのある人（医療的ケアが必要な人を含む）、精神障がいのある人に対するサービス提供事業所の拡大に努めるとともに、介護保険サービス提供事業所に対し障がい福祉サービスへの参入を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 障がいのある人及び関係団体等に対して、訪問系サービスの内容やサービス提供事業所に関する情報提供を充実し、サービスの利用促進に努めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを活用した医療機関等との連携強化により、相談体制の充実を図るとともに、障がいのある人のニーズを把握し、適切にサービスが提供されるよう努めます。
- 県医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児者支援検討会議等の協議の場と連携し、ホームヘルパーに対する講座・講習等及び事業者への医療的ケアに関する講習・研修等により人材育成を目的とした研修の実施を検討します。
- 困難事例への対応等を支援するため、サービス提供事業所等が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めるとともに、市障がい者基幹相談支援センターによる事例検討会により人材育成を行います。



## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

内容	主に昼間に事業所において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援や、生産活動、創作的活動の機会を提供します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、家族介護等の支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人</li> <li>①障害支援区分が区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である人</li> <li>②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である人</li> <li>③障がい者支援施設に入所する人のうち障害支援区分が区分4（50歳以上である場合は区分3）より低く、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人</li> </ul>

#### 【見込量】（月あたり）

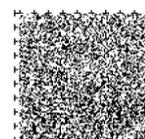
	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	3,114	3,009	3,069	3,136	3,196	3,256
実人員	152	150	153	156	159	162

### ②自立訓練（機能訓練）

内容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を、理学療法士や作業療法士等によって提供します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人または難病等対象者</li> <li>①入所施設・医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人</li> <li>②特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人等</li> </ul>

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	52	23	36	45	54	63
実人員	4	4	4	5	6	7



### ③自立訓練（生活訓練）

内容	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を行うことで、入浴や排せつ、食事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を提供します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある人または精神障がいのある人</li> <li>①入所施設・医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人</li> <li>②特別支援学校を卒業した人、維持した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人等</li> </ul>

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	390	339	419	464	530	597
実人員	20	17	19	21	24	27
精神障がいのある人における利用者数	14	13	13	14	15	16

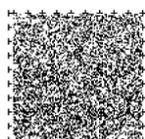
### ④就労選択支援

内容	障がいのある人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
対象者	・ 就労を希望または就労の継続を希望する障がいのある人

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員				0	25	50

※令和7年10月より施行予定



## ⑤就労移行支援

内容	生産活動、職場体験その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人</li> <li>①単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得または就労先への紹介等が必要な人</li> <li>②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人</li> </ul>

### 【見込量】（月あたり）

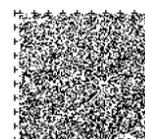
	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日分	159	146	146	162	178	194
実人員	9	9	9	10	11	12
精神障がいのある人における利用者数	0	1	1	1	1	2

## ⑥就労継続支援（A型）

内容	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等での就労が困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人（サービス利用開始時の年齢）</li> <li>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</li> <li>②特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった人</li> <li>③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人</li> </ul>

### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日分	1,005	861	870	908	943	997
実人員	53	47	49	51	53	56



## ⑦就労継続支援（B型）

内容	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人</li> <li>①就労経験がある人で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人</li> <li>②就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、就労継続支援事業（B型）利用が適当と判断された人</li> <li>③上記に該当しない人で、50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者</li> <li>④障がい者支援施設に入所する人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人</li> </ul>

### 【見込量】（月あたり）

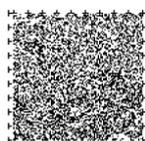
	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	3,246	3,435	3,798	3,959	4,144	4,348
実人員	193	196	205	214	224	235

## ⑧就労定着支援

内容	一般就労に移行した障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。
対象者	・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	3	3	3	4	5	6
精神障がいのある人における利用者数	1	1	1	1	1	2

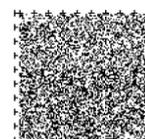


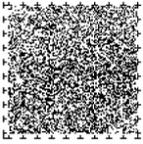
## ⑨療養介護

内容	医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がいのある人のうち、次のいずれかに該当する人</li> <li>①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6の人</li> <li>②障害支援区分5以上に該当し、重症心身障がいのある人または進行性筋萎縮症患者、遷延性意識障がいのある人等</li> <li>③機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活の世話を要する障がいのある人であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた人</li> </ul>

### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	6	6	7	7	7	7





### ⑩短期入所（ショートステイ）

内容	居宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設での入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。	
対象者	福祉型	・ 障がい者支援施設等において実施 ① 障害支援区分が1以上の障がいのある人 ② 厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する障がい児
	医療型	・ 医療機関、診療所、介護老人保健施設において実施 ・ 遷延性意識障がいのある人、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がいのある人等

#### 【見込量】（月あたり）

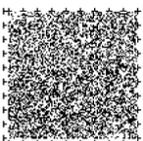
	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	237	252	256	279	293	306
実人員	41	36	37	40	42	44

#### 【内訳】（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	人日分	219	216	216	231	245	258
	実人員	39	32	32	34	36	38
医療型	人日分	18	36	40	48	48	48
	実人員	2	4	5	6	6	6

#### 【日中活動系サービス見込量確保のための方策】

- 障がいのある人が、障がいの程度やニーズに合わせてサービスを選択できるよう、日中活動の場の整備に取り組むため、サービス提供事業者・相談支援専門員及び基幹相談支援センターとの連携を図ります。
- サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供及び相談等、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- 強度行動障がいまたは重症心身障がいのある人（医療的なケアが必要な障がいのある人も含む）等の障がい特性に合わせた支援が提供できる人材の確保のため、県・圏域または市等関係機関が実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 市地域自立支援協議会医療的ケア部会で意見をとりまとめ、重症心身障がいのある人（医療的なケアが必要な障がいのある人も含む）に対するサービスの充実と確保に努めます。



### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

内容	居宅に定期的に訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
対象者	・施設入所やグループホーム、精神科病院等から、一人暮らしへ移行した障がいのある人

#### 【見込量】（月あたり）

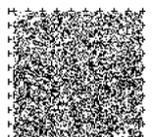
	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	3	5	5	6	7	8
精神障がいのある人における利用者数	1	1	1	1	1	1

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

内容	主として夜間、共同生活を営むべき住居で相談その他の日常生活上の援助を行います。
対象者	・全ての障がいのある人（ただし身体は65歳未満のうち障がい福祉サービス等を利用したことがある人）

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	58	54	69	72	75	78
精神障がいのある人における利用者数	29	29	29	30	30	31



### ③施設入所支援

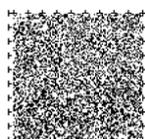
内容	主として夜間、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護のうち障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）</li> <li>・自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人</li> <li>・居宅から当該サービスが提供される施設等へ通所することが困難である人</li> </ul>

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	77	76	74	74	74	74

#### 【居住系サービス見込量確保のための方策】

- サービス提供事業所の整備について、県・圏域内の市町と協議しながら推進・調整していきます。
- サービス提供事業所職員の資質の更なる向上を目的に、県・圏域、市等関係機関が実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 市内または近隣市町で活動するサービス提供者等の動向を把握し、市内におけるグループホームの設置促進に努めます。
- 重度の障がいのある人も受け入れ可能となるよう、グループホームのあり方について市地域自立支援協議会等を通じて協議を進めます。



## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

内容	障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービスを利用する全ての障がいのある人</li> <li>地域相談支援を利用する全ての障がいのある人</li> </ul>

#### 【見込量】（月あたり）

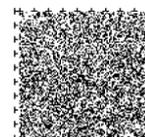
	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	127	117	128	140	153	168

### ② 地域移行支援

内容	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人</li> </ul>

#### 【見込量】（年あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	0	1	1	2	3	4



### ③地域定着支援

内容	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
対象者	・ 居宅において緊急時の支援が見込めない状況にある人 ・ 退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等を含む

#### 【見込量】（年あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	3	3	2	3	4	5

#### 【相談支援見込量確保のための方策】

- 計画相談事業所の確保に努め、サービス提供事業者への事業実施と相談支援専門員の拡充に努め、人材確保及びケアマネジメントの仕組みづくり等による体制の充実を図ります。
- 障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識と、障がい種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成のため、県・圏域、市等関係機関が実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 地域の相談支援専門員のフォロー体制として、市障がい者基幹相談支援センターによる相談支援専門員の育成及び支援者支援を行える体制整備に努めます。
- 入院または入所している障がいのある人の退院・退所後の地域での生活の不安を解消するため、スムーズに地域生活へ移行できるよう関係部署と連携し支援します。



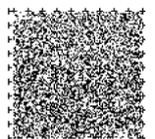
### 3 地域生活支援事業ごとの見込量と確保のための方策



地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがありますが、本市において地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

<p>(1) 必須事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理解促進研修・啓発事業</li> <li>②自発的活動支援事業</li> <li>③相談支援事業</li> <li>④成年後見制度利用支援事業</li> <li>⑤成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>⑥意思疎通支援事業</li> <li>⑦日常生活用具給付等事業</li> <li>⑧手話奉仕員養成研修事業</li> <li>⑨移動支援事業</li> <li>⑩地域活動支援センター事業</li> </ul>
<p>(2) 任意事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉ホーム運営事業</li> <li>②訪問入浴サービス事業</li> <li>③日中一時支援事業</li> <li>④社会参加促進事業</li> </ul>



## (1) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

内容	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域社会の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。
対象者	・地域住民

#### 【見込量】

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 【理解促進研修・啓発事業見込量確保のための方策】

- 「障がいのある方を理解するためのガイドブック」や「甲斐市障がい福祉事業所マップ」、「ヘルプカード」を作成し、制度利用者等へ配布するとともに、市ウェブサイト等の周知により継続的な啓発活動を行います。
- 事業所及び地域住民への障がいに対する理解促進に努め、地域生活支援体制の充実を図ります。
- 市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、障がいの理解促進のための研修会等を実施し啓発活動に努めます。

### ②自発的活動支援事業

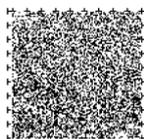
内容	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（災害対策、ボランティア活動等）を支援します。
対象者	・障がいのある人、その家族または地域住民等

#### 【見込量】

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 【自発的活動支援事業見込量確保のための方策】

- 「障がいのある方のためのガイドブック」を作成し、制度利用者等へ配布するとともに、市ウェブサイト等による周知に努めます。
- 市が実施する防災訓練等へ障がいのある人の参加を促し、地域共助の促進に努めます。
- 市地域自立支援協議会で防災関係等の意見をとりまとめ、関係課等との連携を図ります。

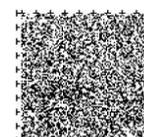


### ③相談支援事業

障がい者 相談支援事業 (基幹相談支援 センター)	内容	障がいのある人または保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障がい者相談支援事業を効果的に実施するため、市地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワーク構築の協議を行います。
	対象者	・障がいのある人または保護者・介護者等
市町村相談支援 機能強化事業	内容	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。
	対象者	・専門的な相談支援等を必要とする障がいのある人または保護者・介護者等
住宅入居等 支援事業	内容	一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。
	対象者	・障がいのある人で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人

#### 【見込量】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
市町村相談支援 機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業 利用件数	0	0	0	0	0	0



**【相談支援事業見込量確保のための方策】**

- 地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業所等で構成する市地域自立支援協議会により、地域での生活を支援するため地域関係機関との連携を強化します。
- 身近で相談ができる場としての周知を行うとともに、ライフステージに沿った継続的な支援の充実に努めます。
- 県・圏域、市等関係機関で実施する研修会等への積極的な参加を促進し、障がい種別に関わらず対応できる高い専門性を有した人材及び計画相談員等への指導的役割が担える人材の配置を進めます。
- 地域の身近な相談員として期待される民生委員・児童委員へ障がいのある人の理解及び知識向上のための研修等の参加を促進します。

**④成年後見制度利用支援事業**

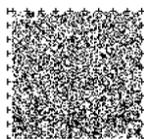
内容	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
対象者	・障がい福祉サービスを利用する意思のある知的障がいのある人または精神障がいのある人で、補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる人

**【見込量】（年あたり）**

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	3	1	2	3	4	5

**【成年後見制度利用支援事業見込量確保のための方策】**

- 市障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等での相談支援により、ニーズの把握に努めるとともに、より効率的な実施体制への改善に向けて検討します。
- 障がいのある人だけでなく、高齢者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的なため、市地域包括支援センター及び市社会福祉協議会等と連携し、制度の周知を図るとともに対象となる人の利用促進に努めます。



### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

内容	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築及び専門職による支援体制の構築等を行います。
対象者	・ 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体

#### 【見込量】

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 【成年後見制度法人後見支援事業見込量確保のための方策】

○ 法人後見実施団体である市社会福祉協議会と連携し、安定的な事業実施を図ります。

### ⑥ 意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人が意思疎通を円滑に図るため、手話通訳及び要約筆記者等を派遣します。また、原則として派遣費用は無料です。
対象者	・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人

#### 【見込量】（年あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	656	570	600	630	661	694

#### 【意思疎通支援事業見込量確保のための方策】

○ 山梨県立聴覚障害者情報センター及び市聴覚障害者協会等と連携し、利用者ニーズの把握に努めるとともに、より効果的な実施体制への改善に向けて検討します。

○ 聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を推進するため、障がい者支援課に手話通訳者を配置しています。今後も引き続き、聴覚障がいのある人の相談等の窓口となり、市障がい者基幹相談支援センターと連携しながら聴覚障がいのある人の社会参加を促進します。

○ 点訳、代筆、代読等による意思疎通支援事業の充実を検討します。



## ⑦日常生活用具給付等事業

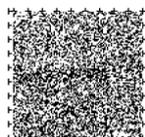
内容	<p>障がい種別、程度に応じた日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具</li> <li>・自立生活支援用具：入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具</li> <li>・在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具</li> <li>・情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具</li> <li>・排泄管理支援用具：排泄管理を支援する用具</li> <li>・居宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの</li> </ul>
対象者	・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人

### 【見込量】（年あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計（件数）	658	691	699	709	719	729
介護・訓練支援用具	2	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	6	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	7	8	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	8	9	12	12	12	12
排泄管理支援用具	630	665	670	680	690	700
居宅生活動作補助用具	5	3	3	3	3	3

### 【日常生活用具給付等事業見込量確保のための方策】

○サービスを必要としている障がいのある人に、適切な用具の給付等ができるよう、日常生活用具の情報の更なる充実とニーズに合った給付等に努めます。



## ⑧手話奉仕員養成研修事業

内容	聴覚障がいのある人との交流活動の促進及び市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
対象者	・本市が適当と認めた人

### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習修了者数	9	9	12	14	14	14

### 【手話奉仕員養成研修事業見込量確保のための方策】

- 手話奉仕員養成研修を実施し、資質の向上を目指す受講者の養成を行います。
- 市聴覚障害者協会等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保と事業の促進に努めます。

## ⑨移動支援事業

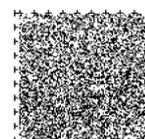
内容	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
対象者	・障がいのある人で、本市が外出時の移動支援を必要と認めた人

### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員	111	117	126	136	146	157
利用時間数	393	438	471	503	540	581

### 【移動支援事業見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるため、事業の周知・拡大に努めます。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者へ専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけます。



## ⑩地域活動支援センター事業

内容	<p>通所による創作的活動等の機会の提供、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスの提供を通じて、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。</p> <p>基礎的事業： ①利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等</p> <p>機能強化事業： ①専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援事業を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等 ②機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス提供</p>
対象者	・地域において就労及び雇用されることが困難な障がいのある人

### 【見込量】（年あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
箇所	5	4	4	4	4	4
利用者数	44	40	41	42	43	44

### 【地域活動支援センター事業見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の自立・社会参加を図るため、地域活動支援センターの利用促進を働きかけます。
- 市障がい者基幹相談支援センターと連携を図り、障がいのある人のニーズに応じた支援と相談の充実に努めます。



## (2) 任意事業

### ①福祉ホーム運営事業

内容	家庭、住宅環境等の理由により、住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供し、日常生活に必要な便宜を提供します。
対象者	・自宅において生活することが困難な重度の障がいのある人

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	4	4	4	4	4	4

#### 【福祉ホーム運営事業見込量確保のための方策】

○地域生活移行への促進の観点から、福祉ホームの設置・運営を支援します。

### ②訪問入浴サービス事業

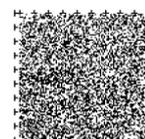
内容	家庭における入浴または他の事業による入浴サービスが困難な在宅の重度身体障がいのある人に対して訪問入浴介助者を派遣し、定期的に入浴サービスを行います。
対象者	・在宅の身体障がいのある人で、本事業の利用をしなければ入浴が困難な人

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	2	2	2	2	2	2
利用者数	2	2	2	2	2	2

#### 【訪問入浴サービス事業見込量確保のための方策】

○地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、本事業を継続実施します。



### ③日中一時支援事業

内容	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
対象者	・日中支援する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と本市が認めた障がいのある人

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	46	54	54	54	54	54
利用者数	93	87	90	93	96	99

#### 【日中一時支援事業見込量確保のための方策】

○利用者のニーズの把握に努め、本事業を継続実施します。

### ④社会参加促進事業

内容	自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成の各事業を行います。
対象者	・自動車運転免許取得費助成は、障がい等級が1級または2級の人、ただし体幹の機能障がいの場合は3級以上の人、下肢の機能障がいの場合は4級以上の人 ・自動車改造費助成は、障がい等級が上肢体幹機能障がいの場合は1級または2級の人、下肢機能障がいの場合は3級以上の人

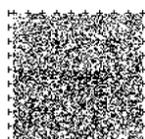
#### 【見込量】（年あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成利用者数	0	1	1	1	1	1
自動車改造費助成利用者数	0	1	1	1	1	1

#### 【社会参加促進事業見込量確保のための方策】

○障がいのある人の社会参加を促進するため、本事業を継続実施します。

○利用者に対し、市広報誌等による周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。



## 第5章 第3期障がい児福祉計画

### 1 成果目標及び活動指標の設定



甲斐市第3期障がい児福祉計画において必要な障がい児福祉サービスの量を見込むにあたり、計画最終年度である令和8年度を目標年度とする成果目標・活動指標を以下のとおり設定します。

なお、成果目標の設定にあたっては、国の基本指針及び県の目標を踏まえ、本市の実情に応じて設定するものとします。

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

##### ① 児童発達支援センターの設置

###### 【成果目標】

国の基本指針では、児童発達支援センターの設置に関する成果目標について、「令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること」としています。

本市においては、既に児童発達支援センターが2か所設置されており、支援体制の更なる充実を図るため連携を強化していきます。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	【成果目標】 2か所	国目標：児童発達支援センターを1か所以上設置



## ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

### 【成果目標】

国の基本指針では、「令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること」としています。

本市においては、既に保育所等訪問支援は実施されていますが、引き続き地域の保育・教育等と連携し、支援体制の更なる強化を図るため、健やかサポート会議等を活用し、連携をしていきます。

項目	数値	考え方
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	【成果目標】 毎年7回実施	保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられる体制を構築する 国目標：児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健やかサポート会議の実施回数	7回	7回	7回

## （2）重症心身障がい児を支援する事業所の確保

### 【成果目標】

国の基本指針では、重症心身障がい児を支援する事業所の確保に関する成果目標について、「令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保すること」としています。

本市においては、重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所が未設置であることから1か所を設置、重症心身障がいのある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所については既に3か所が設置されていますが、支援体制の更なる強化を図るため、新たに1か所を加えた4か所の設置を目標とします。

項目	数値	考え方
重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所数	【成果目標】 1か所	国目標：1か所以上を確保
重症心身障がいのある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所数	【成果目標】 4か所	国目標：1か所以上を確保



### (3) 医療的ケア児等支援のための協議の場

#### 【成果目標】

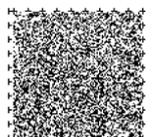
国の基本指針では、医療的ケア児等支援のための協議の場に関する成果目標について、「令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とすること」としています。

本市においては、既に市単独で1か所、中北圏域で1か所の計2か所の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置していることから、より一層の機能強化に取り組んでいくとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置について活動指標を以下のとおり定めます。

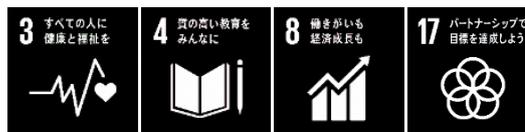
項目	数値	考え方
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	【成果目標】 毎年3回実施	国目標：保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

#### 【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数 (市障がい者基幹相談支援センター)	4人	4人	4人
医療的ケア児コーディネーター連絡会の実施回数	3回	3回	3回



## 2 障がい児福祉サービスごとの見込量と確保のための方策



障がい児福祉サービスは、児童福祉法に基づき、主に施設等への通所によって日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上に必要な訓練、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進等への支援を行うサービスです。

### (1) 障がい児通所支援サービス

#### ① 児童発達支援・医療型児童発達支援

内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練 その他必要な支援を行います。(児童発達支援) 肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。(医療型児童発達支援)
対象者	・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子ども(児童発達支援) ・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子ども(医療型児童発達支援)

#### 【見込量】(月あたり)

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	1,063	1,020	986	1,023	1,056	1,100
実人員	89	87	90	93	96	100

#### ② 放課後等デイサービス

内容	就学中の障がいのある子どもに、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
対象者	・学校教育法に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障がいのある子ども

#### 【見込量】(月あたり)

	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	2,151	2,430	2,753	3,063	3,413	3,788
実人員	170	199	221	245	273	303



### ③保育所等訪問支援

内容	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
対象者	・ 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に在籍している障がいのある子ども

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日分	103	94	91	92	95	99
実人員	89	86	89	92	95	99

### ④居宅訪問型児童発達支援

内容	障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
対象者	・ 重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子ども

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日分	0	0	0	5	5	5
実人員	0	0	0	1	1	1

### ⑤障がい児相談支援

内容	障がい児通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。
対象者	・ 障がい児通所支援サービスを利用する全ての障がいのある子ども

#### 【見込量】（月あたり）

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	76	82	106	116	126	136



### 【障がい児通所支援サービス見込量確保のための方策】

- 地域で生活する障がいのある子どもに必要な療育・サービス等が円滑に提供されるよう、また、障がい種別によらず対応でき、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の情報提供等を行っていきます。
- 障がい児相談事業所の確保に努め、市内または近隣市町で活動するサービス提供事業者等へ事業の実施、相談支援専門員の拡充を呼びかけ、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。
- 市障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所との意見交換を行い、支援体制の課題等を検討し、円滑な事業実施に向けた体制の確保に努めます。
- 県の医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児者支援検討会議等と連携し、市地域自立支援協議会の医療的ケア部会で支援が必要な障がいのある子どもにかかわる人材育成の確保及びサービスの充実に努めます。
- 医療的ケア児の支援として、出産後に不安や悩みを抱える保護者等に対し、医療的ケア児等コーディネーター等による医療的ケア児ガイドブックを活用した地域資源等に関する情報提供及び相談支援を行います。



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知・啓発

市民の障がい福祉に関する意識の向上を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、推進されている取組等について、広報誌及び市ウェブサイト等の様々な媒体で周知していくとともに、各種イベント・行事において広報・啓発活動を実施することで、障がいに関する理解の促進に努めます。

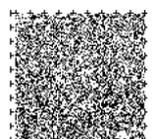
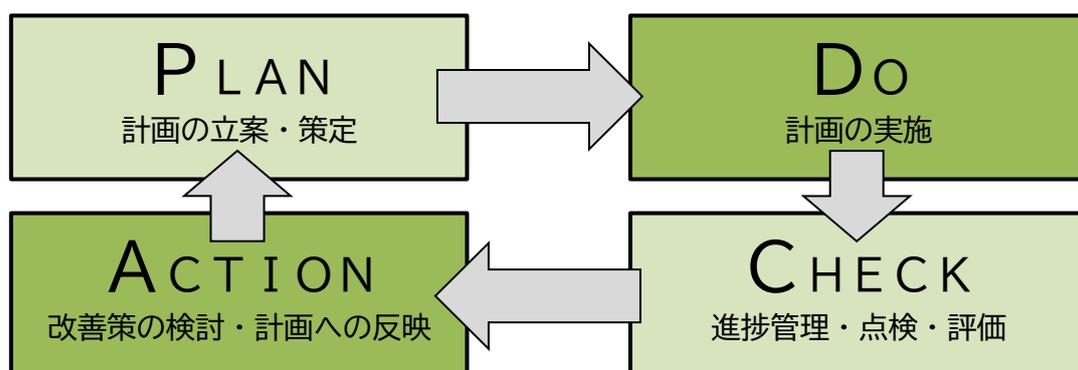
### 2 計画の推進体制の構築

障がい福祉に係る施策は、福祉や保健をはじめ、医療・教育・就労・生活環境等多くのことに関連しています。障がいのある人のニーズに合った施策の展開のため、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域の事業者等の多くの地域関係団体・機関と相互に連携しながら、取組を実践していきます。

また、様々な機会において、障がいのある人または家族・介護者のニーズや意見を把握し、施策に反映させていくよう努めます。

### 3 計画の進行管理と評価

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づき、計画の進行管理、施策の実施状況について随時評価を行います。評価結果をもとに、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係機関と協議を行うとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題に対応するため、効果的な計画となるよう見直しを行い、柔軟に対応します。







## 市内施設・事業所マップ

### 双葉地区

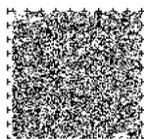
- 50 ワークハウスふたば
- 51 雀のお宿
- 52 共同生活援助 ファミール
- 53 指定特定相談支援事業所ミント
- 54 ワークスペースエムⅡ
- 55 ワークスペースエム
- 56 相談支援センターすてっぴ
- 57 療育センターなないろ
- 58 フレンズ双葉
- 59 Yくまーず未来 甲斐
- 60 Yくまーず未来 甲斐Sopra
- 61 Yくまーず未来 相談支援事業所
- 62 pocco ワークス
- 63 楽修舎（かくしゅうしゃ）
- 64 ふくろうの家
- 65 ふくろうの杜
- 66 ふくろうの窓

### 敷島地区

- 1 敷島緑陽園
- 2 ワーキングスペース大地
- 3 サポートはうすAndante  
（あんだんて）/アンダンテ
- 4 春日の丘
- 5 春日の家
- 6 かぐらきっすKAI
- 7 相談支援事業所Color
- 8 ぎんが工房
- 9 こんふぉーと天狗沢
- 10 ぴーすふる 千代田
- 11 甲斐志麻の里ファーム
- 12 甲斐市社会福祉協議会 相談支援事業所
- 13 甲斐市障がい者基幹相談支援センター
- 14 ところとそだちの支援室 ぽーれ
- 15 ところとそだちの支援センターこのは  
（児童発達支援センター）
- 16 ぽーれWing
- 17 ぽーれBridge
- 18 春日の郷
- 19 きららベーカリー
- 20 あゆみの家
- 21 春日の杜
- 22 地域活動支援センターかいしま
- 23 ハッピーKAI

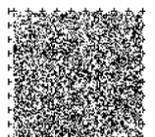
### 竜王地区

- 24 生活介護事業所 ひびき
- 25 放課後等デイサービス あゆむ
- 26 ニチケアセンター 甲斐
- 27 やさしい手甲斐事業所
- 28 ヘルパーステーション コスモス
- 29 放課後等デイサービス むすぶ
- 30 相談室 つなぐ
- 31 ヘルパーステーション ころね
- 32 サポートステーション いんさぼらいふ
- 33 ハピネスフレンドヘルパーステーション
- 34 相談室 美すけっと
- 35 すけっと
- 36 サンクシアヘルパーステーション
- 37 相談室りゅうおう
- 38 びゅー
- 39 コスモス
- 40 きらり
- 41 グレイス・ロード甲斐サポートセンター
- 42 POCOかいりゅうおう
- 43 ケア信玄
- 44 カルミア
- 45 グループホーム ペアフォレスト
- 46 相談室 ぶりも
- 47 あどばんす
- 48 アルプスの杜 フレンズ
- 49 アルプスの杜 フラワー



## 2 策定経過

実施年月日	策定経過
令和5年 5月16日	厚生環境常任委員会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
5月29日	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に係る市町村障がい福祉担当者説明会(県主催)
6月29日	第1回甲斐市保健福祉推進協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
7月3日	第1回甲斐市地域自立支援協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
7月21日	第1回甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 (1) 甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定ワーキング会議について (2) 甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について ア. 計画の骨子(案)について イ. 第1章 計画策定にあたって(1. 計画の趣旨～4. 計画の策定体制)について ウ. 第2章 甲斐市の現状(1. 統計からみる状況)について エ. 障がい者団体との意見交換ヒアリングについて オ. 今後のスケジュールについて
8月22日	甲斐市視覚障がい者協会との意見交換会
8月23日	甲斐市障がい児者地域支援連絡会オアシスとの意見交換会
8月23日	甲斐市聴覚障害者協会との意見交換会
8月25日	甲斐市障害者福祉会との意見交換会
9月1日～ 10月13日	児童通所サービス利用者の保護者へのヒアリング調査
9月15日	第2回甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 (1) 甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について ア. 第1章 計画策定にあたってについて イ. 第2章 甲斐市の障がい者の現状について ウ. 第3章 計画の基本的な考え方について
9月28日	第2回甲斐市地域自立支援協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定における中間報告について
9月29日	障がい福祉計画の策定に係る市町村担当者ヒアリング実施(県主催)
11月8日	第2回甲斐市保健福祉推進協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(原案)の中間報告について
11月9日	第3回甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 (1) 甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について ア. 第1章～第3章 イ. 第4章 障がい福祉計画 ウ. 第5章 障がい児福祉計画 エ. 第6章 計画の推進に向けて オ. 計画素案について



12月15日	第3回甲斐市地域自立支援協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の原案について
12月20日	第3回甲斐市保健福祉推進協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)について
令和6年 1月12日	厚生環境常任委員会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)について
1月13日～ 2月6日	パブリックコメントの実施
2月9日	第4回甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定ワーキング会議 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)のパブリックコメント 実施結果と最終案の報告について
2月14日	厚生環境常任委員会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)のパブリックコメント の実施結果について
2月21日	第4回甲斐市地域自立支援協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)に対するパブリックコ メント実施結果と最終案の報告について
2月22日	第4回甲斐市保健福祉推進協議会 ・甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)に対するパブリックコ メントの実施結果について
3月4日	計画の決定(市長決裁) 計画書の印刷
3月下旬	計画書の公表

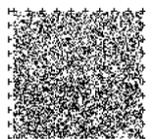


### 3 甲斐市保健福祉推進協議会委員名簿

区分	役職	氏名	職名（関係団体名）
自治会連合会	会長	塩 沢 正 行	甲斐市自治会連合会会長
		穴 水 剛	甲斐市自治会連合会副会長
		茂 木 政 勝	甲斐市自治会連合会副会長
民生委員 児童委員 協議会		中 村 直 明	甲斐市民生委員児童委員協議会会長
		日 原 正	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
		輿 石 悟	甲斐市民生委員児童委員協議会副会長
医師代表		森 澤 孝 行	竜王レディースクリニック
		中 島 達 人	中島医院
		依 田 圭 吾	よだ歯科クリニック
社会福祉協議会	副会長	進 藤 一 徳	甲斐市社会福祉協議会会長
保健・福祉・ 教育団体代表		国 久 朝 子	甲斐市愛育連合会会長
		新藤 美恵子	甲斐市食生活改善推進員会会長
		小 田 切 賢	甲斐市老人クラブ連合会会長
		小 林 教 夫	甲斐市障害者福祉会会長
		上 嶋 初 江	甲斐市障がい児者地域支援連絡会 オアシス会長
		野 澤 和 人	保育園保護者代表（竜王西保育園）
		松 本 剛	甲斐市ボランティア協議会会長
		望 月 裕	青少年育成甲斐市民会議会長
学識経験者		金 子 初 男※1	甲斐市教育長職務代理者
		中 込 正 久※2	
		平 美 智 子	介護保険事業者代表（敷島荘施設長）
		中村 己喜雄	甲斐市商工会会長

順不同・敬称略

※1：任期は令和5年11月2日まで。※2：任期は令和5年11月3日から。

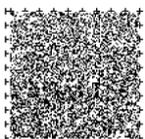


## 4 甲斐市地域自立支援協議会委員名簿

区分	役職名	氏名	所属
医療保健機関代表		白石 孝一	中巨摩医師会
		津金 永二	中北保健福祉事務所長
教育機関代表		金子 初男※1	甲斐市教育長職務代理者
		中込 正久※2	甲斐市教育長職務代理者
就労支援機関代表		山田 一典	甲府公共職業安定所長
障害福祉サービス事業所代表		小松 宏	社会福祉法人ぎんが福祉会事務長
		安達 伸太郎	社会福祉法人三井福祉会 敷島緑陽園管理者
権利擁護事業者代表	会長	進藤 一徳	甲斐市社会福祉協議会会長
関係行政機関代表		中村 直明	甲斐市民生委員児童委員協議会会長
障がい者団体代表		小林 教夫	甲斐市障害者福祉会会長
	副会長	上嶋 初江	甲斐市障がい児者地域支援連絡会 オアシス会長
		若尾 孝行	甲斐市聴覚障害者協会会長
		堀口 俊二	甲斐市視覚障がい者協会会長
学識経験者		飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー

順不同・敬称略

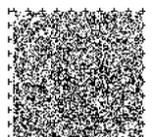
※1：任期は令和5年11月2日まで。※2：任期は令和5年11月3日から。



## 5 甲斐市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 策定ワーキング会議名簿

区分	氏名	所属
障がい当事者	若尾 孝行	甲斐市聴覚障害者協会会長
	堀口 俊二	甲斐市視覚障がい者協会会長
障がい福祉関係団体	小林 教夫	甲斐市障害者福祉会会長
	上嶋 初江	甲斐市障がい児者地域支援連絡会 オアシス会長
	雨宮 周太	甲斐市社会福祉協議会地域福祉係長
福祉サービス事業者	小松 宏	社会福祉法人ぎんが福祉会事務長
	安達 伸太郎	社会福祉法人 三井福祉会 敷島緑陽園管理者
	平賀 健宏	NPO法人甲斐志麻の里ファーム施設長
	中嶋 彩	社会福祉法人子育て・発達の里 ネストやまなし所長
	串田 友佳	甲斐市障がい者基幹相談支援センター
学識経験者	飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー
	由原木 淳美	山梨県障害児(者)地域療育等支援事業 地域療育コーディネーター

順不同・敬称略



# 索引

## い

意思疎通支援事業	67
移動支援事業	69
医療型児童発達支援	76
医療的ケア児に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置	75

## き

共同生活援助（グループホーム）	59
居住系サービス	59
居宅介護	52
居宅訪問型児童発達支援	77

## け

計画相談支援	61
--------	----

## こ

行動援護	52
------	----

## し

施設入所支援	60
市町村相談支援機能強化事業	65
児童発達支援	76
自発的活動支援事業	64
社会参加促進事業	72
重度障害者等包括支援	52
重度訪問介護	52
就労移行支援	55
就労継続支援（A型）	55
就労継続支援（B型）	56
就労選択支援	54
就労定着支援	56
手話奉仕員養成研修事業	69
障がい児相談支援	77
障がい児通所支援サービス	76
障がい者相談支援事業	65
自立訓練（機能訓練）	53
自立訓練（生活訓練）	54
自立生活援助	59

## せ

生活介護	53
成年後見制度法人後見支援事業	67
成年後見制度利用支援事業	66

## そ

相談支援	61
相談支援事業	65

## た

短期入所（ショートステイ）	58
---------------	----

## ち

地域移行支援	61
地域活動支援センター事業	70
地域生活支援事業	63
地域定着支援	62

## と

同行援護	52
------	----

## に

日常生活用具給付等事業	68
日中一時支援事業	72
日中活動系サービス	53

## ふ

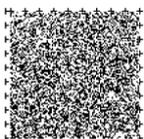
福祉ホーム運営事業	71
-----------	----

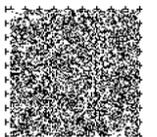
## ほ

保育所等訪問支援	77
放課後等デイサービス	76
訪問系サービス	51
訪問入浴サービス事業	71

## り

理解促進研修・啓発事業	64
療養介護	57







甲斐市マスコットキャラクター

やいため 

## 甲斐市

### 第7期障がい福祉計画

### 第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～8年度】

発行：甲斐市

企画・編集：甲斐市 障がい者支援課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL 055-267-7287

FAX 055-276-2113

